

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

管理番号	23	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	02_農業・農地		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	○

提案事項(事項名)

法務局における相続登記の完了をもって農地法及び森林法に基づく届出がなされたとみなすこと

提案団体

十津川村

制度の所管・関係府省庁

デジタル庁、法務省、農林水産省

求める措置の具体的内容

令和6年4月1日より施行された改正不動産登記法による相続登記の義務化を契機として、農地法第3条の3及び森林法第10条の7の2第1項に基づく届出について、法務局における相続登記の完了をもって当該届出がなされたものとみなす規定(みなし規定)を設けることにより、自治体の事務負担及び住民負担の軽減を求めるもの。

具体的な支障事例

【支障事例】
○相続人の過重な負担と制度の複雑さ
中山間地域においては、複数の行政窓口への同様の情報の提出を求められる現状が、特に高齢の届出者や遠隔居住者にとって過大な負担となっている。
○自治体現場における事務負担の増大
相続登記が完了している一方で、農地法や森林法の届出が未提出である事例が後を絶たない。自治体職員は、法務局からの通知情報と台帳を照合し、未届出者に対して個別に督促を行う等の事務作業に追われており、本来注力すべき農林業振興や鳥獣害対策等の業務が圧迫されている。
○行政情報の不統合
手続きが分散しているため、相続登記の情報と農地台帳・森林簿の情報にタイムラグや不整合が生じ、所有者不明の土地問題の解決を阻害する一因となっている。
【その他】
政府が推進する「デジタル田園都市国家構想」における「書かない窓口」や「ワンスオンリー原則(一度提出した情報は二度提出させない)」の理念にも合致している。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

国民負担の軽減と行政事務の効率化が図られる。

根拠法令等

不動産登記法第 76 条の2
農地法第3条の3
森林法第 10 条の7の2第1項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

岩手県、花巻市、郡山市、いわき市、さいたま市、川崎市、福井市、上田市、山口県、防府市、高松市、東温市

○登記済みの場合、登記所からの通知により税務部局で把握している情報を、林務部局においても確認することが可能であることから、森林の土地の所有者届出を登記と重複して行うことについては、所有者に対する負担増となっている。

○【支障事例】地方自治体では年度ごとに更新される地番データをもとに山林の所有者を確認しており、改めて届出を受理する必要性が低いうえに、担当課の窓口では所有地番が対象になるかという届出者からの問い合わせが多く寄せられており、制度の説明や当該山林の地番及び位置確認等に時間を要しており対応が困難な状況である。一方、届出者にとっても、届出を提出するために登記した土地の現状が山林かどうかを確認するための負担が生じている。

各府省庁からの第 1 次回答

農地法第3条の3に基づく、農地の所有権等を相続等により取得した場合の農業委員会への届出は、農業委員会が許可等によっては把握できない農地についての権利移動があった場合においても、農業委員会が速やかにこれを知り、その機会をとらえて、農地の適正かつ効率的な利用のために必要な措置を講ずる必要があることから設けられており、届出者の情報等に加え、農地の権利設定のあつせん希望に関する記載を求めているところ。

また、本届出においては、近年の外国人等による土地取得への関心の高まりを踏まえ、農地における所有実態を把握する観点から、令和5年9月に農地法施行規則を改正し、届出人の国籍・在留資格等の記載についても求めているところ。

御提案の相続登記の情報のみでは、現時点においては、農地の権利設定のあつせん希望や国籍等の情報を把握することはできないことから、相続登記の完了をもって本届出を代替することは困難である。

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 10 条の7の2に基づく森林の土地の所有者となった旨の届出(以下「本届出」という。)については、相続に限らず、売買等を含め森林の土地の所有権の移転全般を対象としており、同法に基づく諸制度を円滑に実施するため、市町村が森林の土地の所有者の実態を迅速に把握し、指導・助言等を行うことができるよう設けられているものである。このため、相続のみを対象として相続登記の完了をもって本届出がなされたこととみなすことは、制度の対象や趣旨の関係で整合的ではなく、適当ではない。

また、本届出においては、近年の外国人等による土地取得への関心の高まりを踏まえ、森林における所有実態の把握の実効性を高める観点から、令和8年4月より届出書の様式を見直し、届出人の国籍、森林の土地の用途等の記載を求めることとしたところである。しかしながら、登記所から市町村長へ送付される登記済み通知においては、現時点ではこれらの情報は含まれておらず、現在の所有者が外国人である可能性が否定されない中で、相続登記や登記済み通知の情報のみでは、実効的な指導・助言等の実施に必要な情報を十分に把握することは困難である。このため、登記情報をもって本届出を代替することは適当ではなく、実効的な制度運用の観点からも慎重な対応が必要である。

さらに、令和6年4月から義務化された相続登記は所有権の取得を知った日から3年以内の申請を義務付けるものであり、本届出の制度と比べて相当長期間の差がある。このため、登記の完了をもって本届出がなされたこととみなす規定を設けた場合、森林の土地の所有者の実態把握が遅れ、森林の適正な管理や諸制度の運営に支障が生じるおそれがあることから、対応は困難である。

加えて、市町村職員にとっては、3年以内に相続登記が行われているかどうか、常時、地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 382 条に基づく登記所から市町村長への通知(登記済み通知)を確認する必要が生じるおそれがある。

また、仮に期限内に相続登記が行われていなかった場合、所有者に対して本届出の督促を行えないまま、ただちに森林法の規定に違反した状態が生じるといった懸念もある。

ただし、所有者の負担軽減に資するよう、本届出の期限は 90 日以内(森林法施行規則(昭和 26 年農林省令第 54 号)第7条第1項)とされているところ、相続手続の実態や他制度との整合性等の観点から、管理番号 177 の提案も踏まえ、相続税の申告・納税期限と同様の 10 か月へ緩和することを検討してまいりたい。

各府省庁からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

本提案の趣旨は、住民に同一情報を重ねて提出させる非効率を解消する点にある。登記情報のみで届出を全て代替することに限らず、不足する情報がある場合には別途情報を収集・取得できる仕組みが構築できれば、住民及び自治体の負担の軽減が可能となるため、前向きに検討いただきたい。

第1次回答では、農地法・森林法の届出が求める国籍等の情報が登記済みの通知に含まれないことを、みなし規定を困難とする理由の一つとされている。しかし、不動産登記規則の改正により、本年 10 月より、所有権の移転登記等に際して所有権の登記名義人には国籍の申出が義務化される。当該国籍情報について市町村と連携する仕組みを併せて整備すれば課題が解消し得ることから、この点の検討を求めたい。

農地の権利設定のあっせん希望については、希望する者が個別に申し出れば足る選択的な情報であり、全届出者から一律に取得するのではなく、別途の申出を求めれば足るのではないかと。

森林法の届出期限との時間差に関する懸念については、森林法の届出期限内に相続登記が完了した事案については届出があったとみなす扱いとし、届出期限内に登記が行われない事案は従来どおりの取扱いとすれば、回答いただいたような問題は生じないのではないかと。地方税法第 382 条に基づく登記済み通知は現状も随時確認しており、事務上の支障となるとは認識していない。むしろ相続登記が完了していながら届出が未了となる事例が後を絶たないのが現状であり、本提案は届出漏れの解消による住民及び自治体の負担軽減に資する。

なお、森林法の届出期限の緩和を検討することだが、重複提出の解消には至らないため、政府が掲げるワンスオンリー原則に沿って、本提案の実現に向けた検討をいただきたい。

各府省庁からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【東温市】

農地法第3条の3に基づく届出は、従来より該当者全員が届出をする訳ではなく、届出漏れが相当ある上、罰則規定はあるものの、届出対象者の把握が困難であることから有名無実となっている。

令和6年4月に相続登記が義務化されたことに伴い、届出の件数は増えているものの、やはり全員が届出をしている訳ではない。

また、あっせんを希望する場合であっても、農業委員会が当該農地の担い手を探すことは相当困難であり、実効性はない。

外国人の国籍や在留資格に係る記載については、行政側が知る機会を得るのみで、3条の3に規程する事由に該当するものなら農地の取得は必定であり、そうであるなら一般的記載事項のみを知るの十分と考える。

従って、法務局への登記手続きの完了をもって届出をしたものとみなす取り扱いとしていただきたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

住民負担及び自治体の事務負担の軽減は必要であり、提案の実現を求めるものであるが、当該届出事務を通して、執務の参考となる情報を得る貴重な機会となっている側面もある、との意見もあることから、検討に当たっては総合的に判断されたい。

なお、各種制度に基づく事務の連携や整合性が図られていないことに起因する業務の煩雑さや、合理化・効率化を阻む障害が生じている場合には、必要であれば法改正等を実施して適切な形に改善すればよく、提案募集はまさにそのためのツールであると認識している。

【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

本提案の趣旨は、住民に同一情報を重ねて提出させる非効率を解消する点にある。登記情報のみで届出を全て代替することに限らず、不足情報がある場合に別途簡易に情報を収集・取得できる仕組みを構築すれば、住民負担・自治体負担の軽減が可能なのではないか。自治体の実情を十分に考慮したうえで検討いただきたい。不動産登記規則が改正され、所有権の移転登記等の際の申請情報に、新たに所有者となる者の国籍情報が追加される予定となっており、制度を検討するうえで考慮すべきではないか。

「常時、地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 382 条に基づく登記所から市町村長への通知(登記済み通知)

を確認する必要があるおそれがある」について、提案団体においては、農地法・森林法に基づく必要な届出が未提出の事例が後を絶たず、当該通知を台帳と照合し、未届出者に対して個別に督促等を行っているのが現状であり、このような実情を考慮すべきではないか。

各府省庁からの第2次回答

農地法第3条の3の届出(以下「届出」という。)において、不動産登記情報により取得できない事項については、引き続き届出により取得する必要があるが、不動産登記情報との重複が生じている事項については、届出の際の記載省略等を検討してまいりたい。

森林を適切に整備・保全するため、森林法第10条の7の2第1項本文の規定による届出(以下「届出」という。)は、森林の土地の所有者の氏名や国籍、土地の面積、利用用途等の情報を適時適切に把握するために設けられているが、不動産登記では利用用途等の情報は把握できないため、引き続き届出による把握が必要となる。一方で、住民負担及び事務負担の軽減についても重要であると考えており、本届出において、届出期限内に相続登記が行われた場合は、不動産登記情報との重複が生じている事項について、届出の際の記載省略等を検討してまいりたい。また現行制度においても、登記情報連携システム(令和10年度の中頃以降順次不動産ベース・レジストリに移行予定)を活用した登記事項証明書の添付省略が可能であり、この周知に努めたい。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

管理番号	55	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	02_農業・農地		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

市街化区域編入に伴う農林調整の円滑化

提案団体

佐野市

制度の所管・関係府省庁

農林水産省

求める措置の具体的内容

市街化区域編入の農林調整に当たり、各地域ごとの土地利用の状況を鑑み、耕作放棄地等の未利用土地による影響により編入スケジュール全体に著しく支障をきたす場合、実態に即した例外的な対応を求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】

平成 14 年 11 月 1 日 14 農振第 1452 号農村振興局長通知(最終改正令和5年3月 31 日4農振第 3642 号)「都市計画と農林漁業との調整措置について」に基づき、都市計画変更の際には農林調整を実施している。その中で、新市街地として市街化区域への編入を行う場合には、農地(白地)を一切残してはいけない(事業計画等により農地以外の土地利用が確実であることを調整の時点で示さなければならない)という考えを農林水産省に示されている。

都市計画の観点としては、市街化区域内に農地(白地)を残すことは適正とは言えず、地区計画などを定めることで土地利用の方向性は示すものの、農地(白地)はあくまで民地であるため、農地以外の土地利用が図られるかの確実性を示すことは難しい。

【支障事例】

区域編入の一部に極端に不整形や狭小なため農業者から敬遠され、今後も農地としての土地利用が図られる見込みがない未利用土地が存在し、それにより農林調整が非常に困難となっている。

【制度改正の必要性】

農業者からも明らかに敬遠されるような農地についても農地以外の土地利用を制限しては、耕作放棄地を増加させるのみで、有効な土地利用を図ることは永久にできない。

【支障の解決策】

狭小・不整形に取り残されている農地について、農地のままでも市街化区域編入を可能とすることで、未利用状態を解消し、周辺の土地利用と一体で有効利用を図ることが可能となる。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

狭小不整形で数十年に耕作されていない土地が存在している。耕作放棄地として取り残されるのみで、地域としても所有者としても負の遺産となってしまう。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

農業者による耕作も見込めない農地も含めて市街化区域に編入することができれば、耕作されない未利用地として取り残されていた土地の有効利用が図りやすくなる（周辺事業者や新規事業者による敷地の一体利用など）。

また、農林調整の手続についても、より迅速に進めることができる。

根拠法令等

平成 14 年 11 月 1 日 14 農振第 1452 号農村振興局長通知（最終改正令和 5 年 3 月 31 日 4 農振第 3642 号）「都市計画と農林漁業との調整措置について」

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

高崎市

—

各府省庁からの第 1 次回答

都市計画法に基づく都市計画の策定又は変更に当たっては、市街化区域に編入する必要性や規模の妥当性等に係る土地利用調整を行うとともに、周辺農林水産業への影響の有無を確認し、農林漁業関係施策との農林調整を行うこととしています。

都市計画制度において、新たな市街地として開発を行うにあたって市街化区域とする区域は、おおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域とされ、基本的には市街化区域へ編入しようとする土地は、土地区画整理事業などの計画的な市街地整備事業の実施が確実な土地の区域など、都市的土地利用に供されることが必要とされています。

ご提案の「耕作放棄地等の未利用地」を市街化区域に編入することについては、都市計画担当部局や農林水産担当部局等の関係部局が連携し、当該土地の所有者等の土地利用に係る意向や、当該土地を市街化区域に編入する必要性等を総合的に勘案した上で、市街化区域へ編入するという判断もありうるものと考えます。

その上で、市街化区域への編入による農林調整を行うこととなった場合には、国（農政局）に御相談いただければ、円滑に調整が進むよう努めてまいります。

各府省庁からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

提案の趣旨について、捉え方に若干の相違があり、回答に行き違いが生じているため、求める措置について、具体的な内容を改めて記載する。

市街化区域編入の農林調整に際しては、当該土地の所有者等へ、継続して耕作する意向や市街化区域へ編入する意向等を確認した上で調整を図っている。しかしながら、市が施行者となって土地区画整理事業を実施する場合は、事業の採算性の観点から土地の形状が不整形な農地（耕作放棄地）や事業区域に接していない農地（耕作放棄地）を事業区域に入れることは困難である。また、農地（耕作放棄地）に隣接する地権者としても敷地拡張して土地利用を図ることが困難な場合が想定される。その場合、市街化調整区域として農地（耕作放棄地）を残すこととなり、支障事例に示すとおり、土地利用が図れなくなる。

当該土地を含む地区計画を定める際に土地所有者の意向を考慮することで、計画的な土地利用は可能であると思料するが、国としては、狭小や不整形な農地は、直ちに開発事業施行の見通しがなくても、周辺環境の土地利用を鑑み地区計画を定め、都市的土地利用が将来計画的に図られることで、市街化区域編入できると判断することはできないか。

土地利用が図られる確実性を示すことが困難な農地（耕作放棄地）であっても、土地所有者の意向や地区計画を鑑みて、市街化区域編入が可能となるよう、国としての見解を改めて整理いただきたい。

各府省庁からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

市街化区域へ編入された農地は、農業委員会への届出により転用が可能となるため、編入に当たっては、農地以外の土地利用の確実性を確認する必要がある。農地としての利用が見込まれないことのみをもって例外的な編入を広く認めると、土地の塩漬け化、不動産投機、無秩序な市街地拡大、周辺農地及び農業基盤への影響が生じるおそれがあるため、慎重な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

—

各府省庁からの第2次回答

市街化区域への編入に係る農林調整においては、市街化区域へ編入しようとする農地が、土地利用計画に沿って都市的土地利用に供されることを確認するといった観点から、開発の見通しについても確認し、全国知事会・全国市長会・全国町村会からのご意見にあるような無秩序な市街地拡大等が生じないように調整を行うこととしています。

ご提案のように、地区計画を定めることにより適切な土地利用の方針が定められ、都市施設の整備状況や周辺の土地利用状況等から見て、当該地区において道路等の施設の適正な整備が行われることにより、計画的な市街化が確実と見込まれる場合には、計画的な開発の見通しがあるものとして、農林調整を行った上で市街化区域へ編入することも可能と考えます。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

管理番号	63	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	01_土地利用(農地除く)		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	○

提案事項(事項名)

森林の土地の所有者届出の一部廃止・簡素化

提案団体

池田町、福井県

制度の所管・関係府省庁

農林水産省

求める措置の具体的内容

森林の土地の所有者届出について、登記済みの場合、税務部局で把握している情報を確認することで届出を不要とすること。また、登記をしていない場合、施行規則第7条第2項に規定する書面について、一部不要とすること。

具体的な支障事例

当県においては、森林簿(都道府県が作成するもので、森林の樹種や樹齢などが記載されている)の情報を市町村が閲覧できる仕組みがある。自分の森林の場所を知らない申請者(ほぼ全員)が手続をする場合、当該届出の添付書類である「森林の位置図」については、「地番」情報をもとに森林簿に紐付いている位置図を市町村窓口へ申請・入手し(市町村からすれば、申請に基づきシステム等から出力して申請者に交付し)、これを届出書に添付して市町村に所有者届出を行う流れとなる。つまり、市町村が申請者に提供した森林の位置図を、申請者が市町村に提出する形となっているが、当該位置図は届出を受けて市町村が森林簿情報から入手すればよいため、添付する必要はないと考えられる(国民に無駄な負担を強いていると考えられる)。

また、当該申請が行われるような場合、一般的に登記申請についても別途行われるが、登記が行われた森林土地については、登記部局から市町村の固定資産課税部門に変更の連絡があり、かつ、当該情報は役場内で利用可能であることから、林務部局で把握が可能であるため、申請者の事務負担を担わせる必要がないと考えられる。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

登記を行ったにもかかわらず、市町村の窓口に来庁して変更届出をする作業は、森林土地所有者が相続により変更する場合、(当町のような公共交通がないような自治体の申請の場合は特に)遠隔地の子息が行う場合があり、わざわざ来庁する手間や、事務書類の作成の負担感が大きくなっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

登記を行った場合に届出が不要になれば、通常司法書士に委託して相続等の登記事務のみを行えばよく、森林土地所有者届出に係る事務的な不経済が解消される。特に相続事務については、登記が義務化されたことで、所有者情報の変更が確実にも行われることも考慮すべきである。

また、登記を行わずに届出を行う場合にあっては、所有者の変更の届出を出しさえすれば、市町村担当者が位置を確認し、また必要に応じて申請者本人に確認することができるため、届出事務の簡素化と、担当事務職員

の負担軽減も可能である。

根拠法令等

森林法第 10 条の7の2第1項
森林法施行規則第7条第2項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、郡山市、いわき市、高崎市、さいたま市、川崎市、熊本市

○登記済みの場合、登記所からの通知により税務部局で把握している情報を、林務部局においても確認することが可能であることから、森林の土地の所有者届出を登記と重複して行うことについては、所有者に対する負担増となっている。

○相続登記の場合、登記の義務期間は3年以内となっているため、取得後、90 日以内に登記が行われていないものについては、届出不要とすることはできないことを周知する必要がある。

また、当運用は、市町村の登記部局、固定資産課税部局、林務部局との連絡調整が密に行われていることが前提となるため、マニュアル等で連絡調整を必ず行うよう、明文化してほしい。

各府省庁からの第 1 次回答

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 10 条の7の2に基づく森林の土地の所有者となった旨の届出(以下「本届出」という。)については、相続、売買等、森林の土地の所有権の移転全般を対象としており、同法に基づく諸制度を円滑に実施するため、市町村が森林の土地の所有者の実態を迅速に把握し、指導・助言等を行うことができるよう設けられているものであり、登記の完了をもって本届出がなされたともみなすことは困難である。

また、本届出においては、近年の外国人等による土地取得への関心の高まりを踏まえ、森林における所有実態の把握の実効性を高める観点から、令和8年4月より届出書の様式を見直し、届出人の国籍、森林の土地の用途等の記載を求めることとしたところである。しかしながら、登記所から市町村長へ送付される登記済み通知においては、現時点ではこれらの情報は含まれておらず、現在の所有者が外国人である可能性が否定されない中で、相続登記や登記済み通知の情報のみでは、実効的な指導・助言等の実施に必要な情報を十分に把握することは困難である。このため、登記情報をもって本届出を代替することは適当ではなく、実効的な制度運用の観点からも慎重な対応が必要である。

さらに、売買等による土地の取得については登記申請が義務化されておらず、本届出の期限である 90 日以内に確実に登記が行われるものではないことから、御提案のように、登記が完了したことにより本届出を不要とする場合、林務部局において所有権の移転を的確に把握することができず、森林の土地の所有者の実態把握が遅れるおそれがある。

また、令和6年4月から義務化された相続登記は所有権の取得を知った日から3年以内の申請を義務付けるものであり、本届出の期限と比べて相当長期間の差がある。このため、相続登記の完了をもって本届出がなされたともみなす規定を設けた場合、森林の土地の所有者の実態把握が遅れ、森林の適正な管理や諸制度の運営に支障が生じるおそれがあることから、対応は困難である。

加えて、市町村職員にとっては、本届出の期限内に登記が行われているかどうか、常時、地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 382 条に基づく登記所から市町村長への通知(登記済み通知)を確認する必要が生じるおそれがある。

さらに、仮に期限内に登記が行われていなかった場合、所有者に対して本届出の督促を行えないまま、ただちに森林法の規定に違反した状態が生じるといった懸念もある。

「登記をしていない場合、森林法施行規則第7条第2項に規定する書面について、一部不要とすること」については、挙げられている具体的な支障事例から「一部」の対象は同項第1号に規定する「当該土地の位置を示す地図」を指していると推察するが、本届出により森林法に基づく諸制度を確実に実施し必要な指導・助言等を行うためには、森林の土地の所有者となった者が当該土地の所在地を適切に認識していることを確認する必要があるため、本届出においては「当該土地の位置を示す地図」を添えなければならないこととしている。

なお、当該地図については、森林の土地の位置が把握されるものであればよく、インターネットで無料提供されている地図に当該森林の大まかな位置を記入したものも該当する。このため、こうした簡易的な方法の活用も含め、引き続き適切な制度運用をお願いしたい。

ただし、所有者の負担軽減に資するよう、相続に係る本届出については、手続の実態や他制度との整合性等の

観点から、管理番号 177 の提案も踏まえ、相続税の申告・納税期限と同様の 10 か月へ緩和することを検討してまいりたい。

各府省庁からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

具体的な改善案を示していただき感謝する。

一方で、届出制の簡素化が困難な理由として、①変更届出が所有権移転全般の届出対象であること、②外国人所有者の把握が必要であること、③登記が義務化されておらず期間も長い実態把握が遅れうることが挙げられている。これらの点は理解しているが、その上で規制緩和を提案するに至った本質的な理由を踏まえた回答が得られていないと思料する。

懸念点として、売買等による取得では登記が義務化されていない点、登記期限が3年であり本届出の期限と異なる点が挙げられているが、本提案は本届出の期限内に登記がなされた場合において、登記によって本届出を代替可能とすることを求めているものであり、森林法第 213 条の適用の在り方を考慮するには及ばない。また、伐採届や森林経営計画の確認は現場の状況で判断しており、届出が支障となる例は稀であるため、これらの指摘は本提案に当たらない。

本提案の本質的理由として、森林面積が大きく自治体規模が小さい場合、職員不足により森林経営の向上や多面的機能への配慮などの行政運営が十分に行えていない状況があることは御存じのとおりである。届出事務に時間を取られ、現場確認(皆伐地の天然更新の成立本数確認等)のように注力すべき業務が滞っている。森林施業や管理の誘導といった実質的な行政を優先すべきであり、形式的事務である変更届出の事務量削減は森林経営の質向上に資すると思われるが、国としてこの点をどう捉えるのか見解を求めたい。林野庁の認識自体は理解した上で、望ましい自治体林政の実現という観点からの提案であり、その観点からの回答を求めるものである。

各府省庁からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

森林の土地の所有者届出について、市町村が保有・利用可能な情報により森林行政上必要な情報を把握できる場合には、森林所有者情報の適切な把握に支障が生じない範囲で、届出の一部廃止や添付書類の省略が可能となるよう、特に積極的な検討を求める。

【全国市長会】

住民負担及び自治体の事務負担の軽減は必要であり、提案の実現を求めるものであるが、当該届出事務を通して、執務の参考となる情報を得る貴重な機会となっている側面もある、との意見もあることから、検討に当たっては総合的に判断されたい。

なお、各種制度に基づく事務の連携や整合性が図られていないことに起因する業務の煩雑さや、合理化・効率化を阻む障害が生じている場合には、必要であれば法改正等を実施して適切な形に改善すればよく、提案募集はまさにそのためのツールであると認識している。

【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

—

各府省庁からの第 2 次回答

森林を適切に整備・保全するため、森林法第 10 条の 7 の 2 第 1 項本文の規定による届出（以下「届出」という。）は、森林の土地の所有者の氏名や国籍、土地の面積、利用用途等の情報を適時適切に把握するために設けられているが、不動産登記では利用用途等の情報は把握できないため、引き続き届出による把握が必要となる。一方で、住民負担及び事務負担の軽減についても重要であると考えており、本届出において、（提案番号 23、

177 との並びを踏まえ)届出期限内に相続登記が行われた場合は、不動産登記情報との重複が生じている事項について、届出の際の記載省略等を検討してまいりたい。また現行制度においても、登記情報連携システム(令和 10 年度の中頃以降順次不動産ベース・レジストリに移行予定)を活用した登記事項証明書の添付省略が可能であり、この周知に努めたい。

ただし、森林法施行規則第7条第2項第1号に規定する「当該土地の位置を示す地図」の添付については、当該システムの利用では省略し得ないところ、提案団体における実情に鑑み、自治体側で地図を入手可能な場合において、省略することも可能となるような運用について検討したい。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

管理番号	69	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	02_農業・農地		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

確保すべき農用地の都道府県面積目標の管理手法の見直し

提案団体

栃木県

制度の所管・関係府省庁

農林水産省

求める措置の具体的内容

農振法における農地の総量確保に係る都道府県面積目標を都道府県の裁量で主体的に管理できるようにするため、影響緩和措置の実施方法等について国が定めた農業振興地域制度に関するガイドライン(平成12年4月1日付け12構改C第261号(最終改正:令和7年6月27日))(以下「ガイドライン」という。)の改正を求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】

農振法第13条第5項の規定により、除外目的変更に係る農振除外が都道府県面積目標に影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、都道府県知事は、除外しようとする市町村に対し、当該影響を緩和するために市町村が講じようとする措置(以下「影響緩和措置」という。)等を記載した書面の提出を求めることとされている。

国のガイドラインでは、当該影響緩和措置の要否の判断に必要な一般転用年間許容量を都道府県単位で一つ設定することとし、市町村に分配して管理することは適当ではないとされている。

また、農用地区域内の全体農地面積が都道府県面積目標を下回った場合における影響緩和措置については、判明した翌年度に除外目的変更に係る農振除外を行う市町村に対し影響緩和措置を求めることとされており、市町村ごとに面積目標を設定すること等は想定されていない。

【制度改正の必要性】

ガイドラインの取扱いによると、農振除外による農地減少が一般転用年間許容量を超えた場合、一般転用年間許容量の超過に影響を与えた市町村に関係なく、翌年度の除外市町村がその超過した割合に応じた影響緩和措置を講じることとなるため、市町村間の不公平感を生じさせるおそれがある。

また、農用地区域内の全体農地面積が都道府県面積目標を下回った場合における影響緩和措置についても、市町村ごとの除外面積の多寡に関わらず、除外市町村が除外による農地減少面積の10割を講じることとなり、不公平感を生じさせるおそれがある。

【支障の解決策】

農用地区域内において確保すべき農用地は市町村が農業振興地域整備計画を定めて指定し、その編入・除外についても市町村単位で実施していることから、都道府県において市町村ごとの農地の賦存状況や過去・現在の農振除外のすう勢、開発需要の見込み等を踏まえて市町村単位で面積目標の設定や一般転用年間許容量の分配を行って管理することができる制度とする。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

【制度改正の効果】

農振除外は市町が行うものであるため、市町ごとの除外農用地区域への編入やその除外については、各市町村が行うものであるから、都道府県において市町村ごとの農地の賦存状況や過去・現在の農振除外のすう勢、開発需要の見込み等を踏まえて各市町村の一般転用年間許容量を分配して管理することができる制度とすることで、市町村は、自らが行う農振除外の状況に応じ、影響緩和措置の要否やその分量を把握し、都道府県面積目標の達成に向け自律的・主体的に取り組むことができ、都道府県の責任のもと各市町村間で不公平感なく目的を達成できる。

また、農用地区域内の全体農地面積が都道府県面積目標を下回った場合における影響緩和措置についても、市町村単位での設定等を可能とすることで、同様の効果が期待できる。

根拠法令等

農業振興地域の整備に関する法律第13条第5項及び第6項、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第5条の4、農業振興地域制度に関するガイドライン第16の5

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

高崎市、富山県、豊橋市、三原市

—

各府省庁からの第1次回答

国がガイドラインにて示している運用は、都道府県や市町村の事務負担が過大にならないことや、市町村が影響緩和措置の要否に対する予見可能性を持って都道府県との除外協議ができること等を考慮して設計したところです。

仮に、都道府県面積目標を市町村に割り振り、市町村単位で個別に管理する手法を取った場合、市町村の農地の賦存状況や開発需要の状況によっては、都道府県面積目標全体との関係では余裕があるにもかかわらず、当該市町村において必要な影響緩和措置を講じることができないことによって、都道府県による同意ができなくなる場合が生ずるなど、運用が硬直的になることが想定されます。

一方、市町村ごと・年ごとの除外の状況が一定ではなく、先行して除外した市町村が過度に有利になるといった事情が生ずることがあり得ることについては理解しており、御提案を踏まえた対応について今後検討してまいります。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

「都道府県や市町村の事務負担が過大にならないことを考慮」したとのことであるが、過大になるとしている具体的な事務を教えてください。

影響緩和措置が発動した場合には、現在の制度では除外を行う全ての市町村に当該書面の作成や影響緩和措置の実施に必要な予算の確保、関係機関等との調整等の事務が生じるため、事務負担の増大につながる。都道府県においても、除外を行う全ての市町村に対する履行状況の確認や履行に向けた調整に係る事務が生じるため、事務負担は増加すると考える。

面積目標や一般転用年間許容量を市町村単位で設定することにより、各市町村が他市町村の状況に影響されず自ら判断でき、市町村の影響緩和措置の要否に対する予見可能性は高くなると考える。

「運用が硬直的になる」との見解については、市町村単位で個別に管理する手法をとる場合であっても、一般転用年間許容量の一部や過年度の余剰分を都道府県調整枠として確保し、必要に応じ許容量を超過した市町村に分配するなど柔軟に対応できると考える。

ガイドラインの記載内容による一律の運用により、かえって硬直的になるおそれがあるため、ガイドライン第16の5～7における「ことが適当と考えられる（記述された運用が求められると考えているもの）」を「ことが考えられる（記述された事項による運用を例示的に示したもの）」に修正することが考えられる。

市町村ごとに異なる除外目的変更の状況や開発需要を踏まえ、制度の不公平感を解消し、地域の実情に応じた納得感のある運用が図られるよう、速やかな検討をお願いする。

各府省庁からの第１次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【富山県】

市町村単位で個別に管理ができない場合、例えば、先行して特定の市町村による除外が続く、他の市町村に不利益を被ることが確実であっても、除外要件を満たしていれば同意せざるを得ない。結果的に、都道府県では市町村での除外の数量をコントロールできない。

本県では、県全体の一般転用年間許容量の管理のための市町村間での調整等を行う方法の検討を行っているが、調整方法の検討、今後の市町村への説明、実際の管理等、都道府県における事務負担が過大になっている。

また、現時点では市町村単位で面積目標の設定や一般転用年間許容量の分配を行ったほうが、各市町村において、どの程度の面積の範囲であれば今後影響緩和を講じることなく除外目的変更が行えるかの予見可能性が高まるものと考えているが、その場合の配分基準についてご教示されたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

都道府県面積目標及び一般転用年間許容量について、各都道府県の判断により、市町村ごとの農地の賦存状況、農振除外の傾向、開発需要等を踏まえた管理手法を選択できるようにすることは、地域の実情に即した農用地面積管理及び市町村間の公平性確保に資する。農用地等の総量確保に支障が生じない範囲で、都道府県による弾力的な管理が可能となるよう、ガイドラインの見直しについて検討を求める。

【全国市長会】

都道府県の裁量により、市町村別の面積目標や一般転用年間許容量の配分が行われた場合、市町村の土地利用調整や、既に都市計画、地域未来促進法に基づく土地利用、企業立地、公共施設再編等により地元調整が進められている開発計画等の進捗が市町村ごとの面積枠によって左右され、現場に混乱を来すおそれがあるということに対して懸念があり、慎重に検討されたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

—

各府省庁からの第２次回答

国がガイドラインにて示している運用（都道府県管理）から御提案のような運用（市町村管理）とした場合には、まず、市町村単位で面積目標を新たに設定する必要があるとあり、都道府県で面積目標の達成に支障が生じない範囲で、それぞれの開発需要等を踏まえた適切な面積目標になるよう、管内の全ての市町村と調整の上、合意を得る必要があると考えます。

また、都道府県面積目標全体との関係では影響緩和措置は不要であるにもかかわらず、個々の市町村において影響緩和措置が必要となる状況が発生し得ることになり、市町村単位で対応が不可能な場合は、都道府県において管内の他市町村との調整が必要となります。さらに、都道府県で調整枠を設ける手法とする場合は、その調整枠からの配分を行うたびに管内の他市町村との調整が必要となり、これらの調整に要する事務負担は、現在のガイドラインの手法から増加するものと考えます。

なお、現行の運用でも、ガイドライン第16の5の(4)の①のとおり、一般転用年間許容量による管理（フロー管理）や都道府県面積目標による管理（ストック管理）のほか、集団的な農用地を農用地区域から除外する場合など都道府県が必要と認める場合には、除外目的変更に対して影響緩和措置を求めることとして差し支えないとしています。都道府県があらかじめルールを示しておくことは必要ですが、例えば、一度に一般転用年間許容量の過半を除外するような、他の市町村に不利益を与えるおそれがある除外目的変更に対しては、一定程度的影響緩和措置を求めるといった運用ルールを定めることによって、柔軟性をもった管理をすることは可能であると考えます。

現在の運用は各自治体の利益が相反する中、地方三団体等と調整した上で決定したものであり、御提案の内容に対しては全国市長会からも懸念が示されていることから、見直しの必要性や許容性を含め、慎重に検討し

た上で対応する必要があると考えています。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

管理番号	76	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	07_産業振興		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

輸出証明書発行業務に係る私人委託を可能にすること

提案団体

愛媛県、広島県、徳島県、宇和島市、八幡浜市、西条市、四国中央市、松野町

制度の所管・関係府省庁

農林水産省

求める措置の具体的内容

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第15条第2項に基づく、都道府県知事等が発行主体となる輸出証明書の発行業務については、申請受付、輸出先国の定める条件の適合審査、輸出証明書の発行の可否決定、証明書の交付等、全ての事務を私人に委託することを可能とするよう見直しを求める。

具体的な支障事例

当県におけるクロマグロ漁獲証明書や放射性物質検査証明及び産地証明書等の発行業務については、1件当たり約30分要する事務が、年間約3,000件発生しており、輸出促進の阻害の一因となっている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

現状の信頼性が維持されるとともに、対応の迅速性、輸出事業者（申請者）の負担が現状と比較して向上・改善するのであれば、申請書類提出先の拡充により受益者の利便性が向上する。

根拠法令等

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

—

—

各府省庁からの第1次回答

輸出証明書は、輸出先国・地域から我が国政府機関による発行が求められている場合に、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第五十七号）第 15 条にその発行手続を定めている。その発行主体は法令上、原則、主務大臣又は都道府県知事等とされており、輸出先国・地域から認められる場合に限り登録発行機関が発行を行うことができる一方、これら以外の組織又は機関が発行主体となることは認められていない。

なお、都道府県等における証明書発行業務については一定の事務負担が生じており、輸出促進の観点から対応の迅速化が求められているものと認識している。このため、当該業務に係る体制整備や処理能力の向上を支援する観点から、農林水産物・食品輸出促進対策事業補助金（自治体や民間検査機関等による証明書発給等の体制強化支援事業）を措置しているので、活用を検討されたい。

各府省庁からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律に基づく発行主体が、原則主務大臣または都道府県知事となっていることは承知しており、また、相手国がある以上、発行主体の要件を容易に緩和できない事情も十分に理解している。

今回の要望は、発行主体自体を民間団体にするのではなく、発行主体は都道府県のまま、発行に係る全ての事務を民間団体に委託することを可能にしてほしいとの趣旨なので、御検討いただきたい。

なお、自治体や民間検査機関等による証明書発給等の体制強化支援事業は、愛媛県でも活用させていただいており、職員の大幅な事務負担軽減につながっていることから、当事業の実施に感謝申し上げたい。

各府省庁からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

人口減少下における資源制約の深刻化、デジタル技術の進展等を踏まえ、国・地方を通じた行政サービスの提供の在り方全体を効率化し、地域が自主性を発揮すべき事務により優先的に取り組めるよう、事務負担の軽減のための外部化の推進により、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

輸出証明書の真正性を保つことを前提に、発行主体は都道府県のまま、発行に係る全ての事務を民間団体に委任可能とし、都道府県が事務の執行水準を監督・管理することで執行状況の適切さを保つことのできる枠組みを設けることなどを検討いただきたい。

各府省庁からの第 2 次回答

輸出証明書の発行主体とは、申請を受け、その適否を判断した上で、輸出証明書の発行を決定する者であり、輸出先国・地域との関係においても、そのような認識の上で制度が運用されていると承知している。このことから農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和二年財務省・厚生労働省・農林水産省令第一号）第 5 条第 2 項において都道府県知事等が第三者に委託可能な審査事務は「輸出証明書の発行の決定に係る部分を除く」としている。

すなわち、輸出証明書の発行の決定を含むすべての審査事務を民間団体に委託しつつ、都道府県知事等がその発行主体であるとはできず、政府機関による発行が求められる場合において、そのような運用は輸出先国に受け入れられ難い。

他方、政府機関以外の組織又は機関による発行が認められる場合において、政府機関の監督・管理のもと、証明書の発行主体として第三者民間機関にその発行の決定を含むすべての審査事務を行わせることは、既に登録発行機関制度として整備されている。

なお、都道府県等における事務負担の軽減は重要な課題であると認識しており、輸出証明書の発行は主務大臣が行うことも可能であるため、例えば韓国向け輸出水産物の放射性物質検査証明書であれば、事業者は水揚げ地や加工施設の所在地等を管轄する地方農政局等への申請も可能であり、実際に、その大部分を農林水

産大臣が発行しているところである。クロマグロ漁獲証明書や放射性物質検査証明書、産地証明書等の発行業務が負担となっている場合には、発行体制の在り方も含め、適宜個別具体的にご相談いただきたい。

また、補助事業の活用等による負担軽減を進めるとともに、発行主体としての責任を確保することを前提に、「発行の決定に係る部分」の具体的な内容や、それ以外の業務の委託の在り方について、地方自治体からの意見も伺いながら検討してまいりたい。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

管理番号	87	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	01_土地利用(農地除く)		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

国有林野に係る保安林内作業許可及び代替施設の設置確認等の実施主体の見直し

提案団体

群馬県、新潟県

制度の所管・関係府省庁

農林水産省

求める措置の具体的内容

国有林野に係る森林法第 30 条の規定による告示等の事務並びに同法第 34 条第2項の規定に基づく保安林内作業許可及び代替施設の設置確認を国の権限とする。

具体的な支障事例

森林法第 34 条第2項の規定に基づく保安林内作業許可については、「都道府県知事の許可」の対象から国有林野が除外されていないため、各都道府県知事が実施しなければならないこととされている。
また、上記の森林法第 34 条第2項の許可を取得して、事業実施者が設置した代替施設の設置状況の確認・報告についても、林野庁の通知により、各都道府県知事が実施するものとされている。
このため、各都道府県においては、当該保安林の指定の解除の実質的な審査等を行っていないにも関わらずこれらの事務を実施しなければならず、また、事業実施者においても、森林管理局長宛て国有林野の貸付等に関する手続を実施するとともに、都道府県知事に対して森林法第 34 条第2項の規定に基づく保安林内作業許可申請を行わなければならない、双方の負担が大きくなってしまっている。
併せて、森林法第 30 条の規定による解除予定保安林の告示についても、各都道府県が当該保安林の指定の解除の実質的な審査等を行っておらず、一連の事務主体とは異なるため、農林水産大臣において告示事務を行うこととするのが適切であると思われる。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

実際に森林法第 34 条第2項の規定に基づく保安林内作業許可及び代替施設の設置確認を実施する(環境)森林事務所の担当者から、当該事務を都道府県知事が行うことについて、疑問の声が出ている。

制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

業務の効率化が図られ、各都道府県の業務負担が軽減される。
事業実施者においても、申請先が森林管理局長に一本化されることにより、利便性の向上が見込まれる。

根拠法令等

森林法第 30 条及び第 34 条第2項
「森林管理局長が行う保安林及び保安施設地区の指定、解除当の手続について」(林野庁通知)

「保安林及び保安施設地区の指定、解除等の取扱いについて」(林野庁通知)
「保安林の指定の解除に係る事務手続について」(林野庁通知)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、高崎市、滋賀県、兵庫県、高知県、沖縄県

○国有保安林については各森林管理署の管理であるとの認識であり、また、管理署内にも保安林担当がいることから、国の権限において国有保安林関係の許可事務を行うことは可能と思われる。
現行では、許可の権限が都道府県知事となっているが、申請書の審査に際しても、普段から国有林野内に立ち入ることのない県の職員では申請箇所の現況把握（現地調査等）が困難であり、以前からそもそもなぜ当該事務を都道府県知事が行っているのか、県振興局の担当者及び事業実施者の双方において、疑問の声は多い。
○当県においても同様に森林法第 34 条第 2 項の規定に基づく保安林内作業許可及び代替施設の設置確認を実施する地方振興事務所担当者から、負担となっているとの意見が多い。
○本提案以外に同様理由として、国有林内の保安林内立木択伐（間伐）届（森林法第 34 条の 2 第 1 項）、保安林内立木伐採許可申請（森林法第 34 条第 1 項）の事務についても、国の権限として処理していただきたい。
○国有保安林内の作業許可及びその更新業務は、国が貸し付けて問題なしと判断されたものを、県が改めて調査するので、大きな負担となっている。国有保安林内の作業許可業務は国が実施し、年度末に県への一括報告とするように改善して欲しい。
○当県の一部地域においては、国有林が大部分を占める島を含むため、国有林関係の申請がほとんどであり、人員が減少する中で業務の負担が増してきている。

各府省庁からの第 1 次回答

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）（以下「法」という）に基づく保安林制度は、水源の涵養や災害の防備等の公共の目的を達成するために特に重要な森林を指定し、保全・管理を行うものである。これらの事務は、地方分権推進計画（平成 10 年 5 月 29 日閣議決定）に基づき、指定・解除については国土保全上又は国民経済上特に重要な流域内の民有林や国有林にあっては農林水産大臣、それ以外の民有林にあっては都道府県知事が行うこととされ、指定・解除以外の保安林の保全・管理事務は例外なく、都道府県知事が行うこととされたものである。御提案の、国有林野に係る、法第 30 条に規定する保安林の指定又は解除に係る都道府県知事の告示及び法第 34 条第 2 項に規定する保安林における土地の形質変更等の許可（以下「作業許可」という）は、国民の利便性や事務の効率化の観点から保安林の所有形態にかかわらず都道府県知事が一貫して実施することとしたものであるから、国有林野の保安林の事務だけを国の事務とすることは行政事務の効率化に逆行するものである。
また、実務面においても、保安林の指定・解除の告示は、その内容を地域の不特定多数の利害関係者に周知するものであるから、指定・解除に係る国有林野の存する都道府県の事務所に掲示等することが必要である。代替施設の設置等は、作業許可に当たって、法第 34 条第 6 項に基づく条件として付されたものであり、許可権者である都道府県知事はその設置等の確認を行うことが適当である。
ただし、国有林野の貸付け等を受けて代替施設の設置等をする場合には、国の職員が貸付地等の点検や実地調査を実施していることから、この調査結果等を都道府県の代替施設の設置等の確認に活用してもらうなど、都道府県の事務の一層の軽減に努めてまいりたい。

各府省庁からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

回答内容は、現行の法制度及び実務慣行等を前提としたものであり、各都道府県が当該事務を行う根拠に乏しいと考える。
国有林野における保安林を転用する場合の指定解除については、保安林解除申請書の受付及び内容の実質的審査を各森林管理局で行っている一方、各都道府県においては意見照会の手続にとどまり、当該手続への関与の度合いは低い。
それに関わらず、作業許可等が各都道府県の事務とされていることで、事業内容の詳細確認や申請者との調整等において大きな事務負担が生じているところであり、申請者においても各都道府県と各森林管理局の両方において手続を行わなければならない、過大な負担を負わせているところである。
作業許可等については、既に各森林管理局が保安林解除申請書の審査及び保安林解除の判断を行っている

ことから、各案件への理解度が高い各森林管理局において事務を行う方が行政事務の効率化に資するものであり、申請者においても窓口が各森林管理局に一本化され利便性が向上する。

当該事務の発生頻度は年間1件あるかどうか程度ではあるが、当該事務が発生すると長期間にわたって申請者との調整や現地確認等の事務が必要となり、都道府県の事務負担はかなり大きい。林野庁が提示された負担軽減策では支障の解消に不十分であり、これらの事務の実施主体の見直し等について、抜本的に再検討すべきと考える。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【滋賀県】

貴省の回答は「保安林における作業許可は、国民の利便性や事務の効率化の観点から都道府県知事が一貫して実施することとしたものである」とされているが、国有林内に入山する際「入林届」を国の森林管理署に提出し、「作業許可申請書類」を県に提出する状況は、国民にとって利便性や事務の効率化を欠いた制度となっていると思われる。また、国の林野行政は国有林と民有林を法令や制度を区別して運営されているが、保安林の作業許可等のみを都道府県の実務とすることは、行政事務の効率性から逆行する。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

国有林野に係る保安林内作業許可、代替施設の設置確認等について、申請者が森林管理局等と都道府県の双方に手続を行う必要がある現行の取扱いを見直すことは、申請者及び都道府県の負担軽減に資する。都道府県への協議・意見照会や処分結果の共有等により、地域・流域単位での保安林管理との整合を確保しつつ、国有林野に係る保安林関係手続の実施主体の見直しについて、積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

平成10年の地方分権推進計画以降、急速に進む人口減少を背景として、地方自治体における人員体制の持続可能性に大きな課題が生じている中で、今回の提案が提出されたものであり、地方行政の現状を踏まえて今日的に適切な事務分担の議論をしようとするものであるため、状況が異なる。

本提案で見直しを求めているのは林野庁において管理経営される国有林野の保安林に限定したものであり、現行制度では、保安林内での作業等に係る手続の中で告示、保安林内作業許可、代替施設設置確認のみを都道府県が負担しているものである。当該林野の管理主体が国であることから、国有林野においては手続を一貫して管理主体である国が行う形に見直すべきではないか。

国有林野の保安林における当該手続は全国で一年に1～2件であり、個々の都道府県においては数年おきに生じるものであるが、通常、国有林野へ立ち入らない都道府県においては、発生した際の職員への負担が大きい事務である。一方で、国有林野の管理経営を所管している林野庁においては、件数も少なく大きな負担とならないと考えられることから、法定受託事務として都道府県が分担する必要性は低く、むしろ林野庁の直轄事務として見直すべきではないか。

事務の効率化の観点から、保安林内作業許可について保安林の保有形態にかかわらず都道府県が一貫して実施することとしたとのことだが、現行の制度において、国有林野については林野庁が日頃から管理経営を行っており、保安林の指定・解除について裁量のない国有林野に係る事務が都道府県に生じていることにより、都道府県における事務負担が支障として挙げられている。また、近年の人手不足という時代背景に鑑みても、都道府県の現場への負担が年々大きくなっていることも考慮すべきである。このことから、行政事務の効率化の面では、むしろ現行体制における負担を解消するため、国有林野においては一貫して権限を有する国が事務の実施主体となるよう制度を見直すべきではないか。

国民の利便性に対する言及があったが、本提案においては、都道府県知事あての保安林内作業許可に係る手続と、森林管理局長あての国有林野の貸与等に関する手続が併存しており、国有林野に関して事業者が異なる窓口において手続する必要が生じていることが、支障として挙げられている。

手続先を森林管理局長あてに統一することで、国民の利便性に資するよう制度を見直すべきではないか。

地域の不特定多数の利害関係者への周知として都道府県事務所における掲示が必要とのことだが、保安林の指定解除予定に限り都道府県において掲示を行う必要性は低いと料する。ホームページ等への掲載による告示であれば、国からの告示であっても不特定の利害関係者に広く周知することが可能であるため、事務分担の在り方と合わせて、告示の方法を見直すことも必要ではないか。

代替施設の設置等に係る確認について、法第34条第6項に基づき保安林内作業許可に条件として付されたもののことだが、許可権者を国とすることで、当該事務についても国において実施することが適当となる。併せて見直すべきではないか。

特に代替施設の設置確認や保安林内作業許可の事務手続については、都道府県から不満や疑問の声が上がっているところであり、地方行政の合理化の観点から早急に見直しを図っていただきたく、改めて事務主体の見直しについて検討いただきたい。

その際、例えば必要に応じた意向調査や意見照会の実施等も含め、検討の方針や工程を早期に定め、2次ヒアリングにおいては、調査等の結果を取りまとめた上で本提案への対応の方向性を報告いただくなど、期間を定めて具体的な対応を検討いただきたい。

各府省庁からの第2次回答

保安林制度に関して今日的な事務分担のあり方を検討する必要性については理解するものの、今回の御提案は、専ら地方行政の現状を踏まえた事務負担の軽減という観点からなされたものと考えられる。このため、災害の防止、水資源の涵養等の保安林が有する公益的機能が地域社会全体に広く及ぶものであることから、保安林の管理事務は、公益的機能を受益する地域の実情等に精通した都道府県知事が民有林・国有林といった森林所有者の別によることなく実施しているという趣旨を踏まえ、具体的な事務負担の軽減策を講じることとした。

その上で、国有保安林の解除予定告示については、指定時と同様に一貫して事務を実施する都道府県が告示を行うことが必要であり、地域の関係者に事前に広く周知する必要性からも、地域住民にとって官報よりも身近な都道府県の公報への掲載が適当である。特に、近年保安林の代表的な解除事由である再生可能エネルギー発電施設の設置については、森林・林業基本計画（令和8年6月閣議決定）において、森林がもたらす価値は関係者で分け合うものとの視点を前提に、再生可能エネルギー発電施設の設置にあたっては国土及び環境の保全の観点から、森林の公益的機能の発揮との調和を図ることとしているほか、第7次エネルギー基本計画（令和7年2月閣議決定）において、再生可能エネルギーの導入拡大に当たり、地域との共生を図る観点から、地域の理解促進に取り組むことが重要とされている。このように、保安林の解除に関する地域住民への情報提供の重要性が高まる中、都道府県知事が精通している様々な保安林関係事務のうち、国有保安林の解除に係る告示主体のみを都道府県から国へ変更することは、これらの計画の考え方と整合性を欠くものである。

他方、国有保安林の解除に係る作業許可及び代替施設の設置確認等の事務の状況については、都道府県に対するアンケートにおいても提案県以外の複数県から「国有保安林の解除に当たっては、作業許可申請や施設の内容の把握、現地確認等に時間を要している」旨の回答をいただいた。こうした御意見も受け止めつつ、国有保安林の解除は原則国有林野の貸付け等を伴うという特殊性を踏まえて、国有保安林の解除に係る作業許可及び代替施設の設置確認等の事務については、令和8年度内を目途に都道府県の事務負担を伴わない仕組みに見直すこととしたい。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

管理番号	101	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	01_土地利用(農地除く)		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

森林境界明確化事業及び地籍調査の重複の解消等による事務の簡素化

提案団体

愛知県、岩手県

制度の所管・関係府省庁

農林水産省、国土交通省

求める措置の具体的内容

森林境界明確化事業(林野庁所管)と地籍調査(国土交通省所管)について、作業工程の分別、測量方法や精度、境界立会等の作業内容の水準を統一すること。
森林境界明確化事業で測量した地点において、地籍調査を実施する場合に生じる再測量の重複を解消し、事務の簡素化・効率化を図ること。

具体的な支障事例

森林境界明確化事業と地籍調査は、ともに土地境界を明確にするために地権者の同意や立会いを得て測量を実施するものである。林野庁と国土交通省の連名通知では、両者が連携し、森林境界明確化が効果的に実施されるとともに、森林地域における地籍調査等が促進されることが求められている。
しかしながら、両者の事業目的が異なる性質上、測量する土地境界、測量方法や立会方法、必要とされる測量精度等が異なり、森林境界明確化事業の測量成果を地籍調査に活用できないことが多い。具体的な相違点として、地籍調査は、森林境界明確化事業と比較して、基準点測量の実施が必要であること、境界に接する双方の土地所有者の立会いを要すること、また測量精度がより高いことといった点が挙げられる。
このため、地籍調査を実施する際には、森林境界明確化事業で既に測量した土地に対しても、改めて測量する必要が生じている。これにより、再び土地所有者に対して境界立会の同意を得る必要があるなど、事務の重複が生じており、山間部における地籍調査の円滑な推進の妨げとなっている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

【森林組合】
当組合が実施する森林境界明確化事業においては、土地所有者の探索のため、地籍担当部局を含めた市全体との連携が必要であるが、現在のところは森林部局との連携に留まっている。また、当組合では森林境界明確化に加えて当該地区の地籍調査も実施しているが、地籍調査は森林整備に通常求められる水準を大きく上回る精度や厳密な調査基準が課されているため、両者の調査方法や要件が大きく異なる。このため、同一箇所でも類似の調査を二度行わざるを得ず、現場では大きな負担となっている。さらに、地籍調査に必要となる高精度の測量には外部委託が必要であり、費用が増大することから、森林境界明確化の段階で地籍調査に転用可能なデータを取得することは困難である。以上の理由により、森林境界明確化と地籍調査をそれぞれ別個に実施せざるを得ず、結果として事務の非効率が生じている。

【森林部局】
森林組合と森林部局が共同で行っている、森林境界明確化事業に類する事業においては、既に市域の 170 km²

以上の施業界を確認できているが、地籍調査との制度上の隔たり(測量精度の違い)などで地籍調査と連携できていない。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

①連携による効果

測量費用の縮減、地元調整の効率化、地籍調査・森林境界明確化事業の進展

②森林境界明確化事業の進展による効果

森林整備の促進・効率化、権利関係の明確化、トラブル防止、保安林機能の保全

③地籍調査の進展による効果

土地境界トラブルの未然防止、登記手続の簡素化・費用縮減、土地の有効活用の促進、公共事業の効率化・コスト削減、法定外公共物管理の適正化、災害復旧の迅速化、課税の適正化・公平化

根拠法令等

国土調査法第2条第1項第3号

地籍調査作業規定準則

林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領

森林公開明確化活動と地籍調査等との連携について(平成 25 年3月 26 日付け 24 林整計第 293 号・国土籍第 705 号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

郡山市、いわき市、高崎市、川崎市、大阪府、三原市、熊本市、宮崎県

—

各府省庁からの第1次回答

地籍調査は、登記所備付地図として活用されることを念頭に、確認した筆界をもとに正確な図面を整備するためのものである一方、森林境界の明確化は、森林整備を実施するための事業区域の確認を行うものである。森林境界の明確化における作業内容の水準は、コンパス測量やハンディーGPSによるものと、トータルステーション等による精度の高い測量やリモートセンシング技術を活用した航測法によるものとの大きく2つに分類され、前者が、あくまで森林整備の速やかな実施のための簡易なものであるのに対し、後者は、地籍調査作業規程準則(昭和 32 年総理府令第 71 号)第8条の規定に基づく承認申請を行うことで、森林境界の明確化作業の成果を地籍調査へ活用することが可能なものもあり、重複の解消が可能なものについては、既に実施している。いずれの水準で森林境界の明確化を実施するかについては、事業を実施する各自治体において、その後の事業展開を踏まえ選択いただくことが可能である。また、地籍調査においてもリモートセンシング技術を活用した航測法を推奨している。

なお、地籍調査の測量精度や所有者探索の水準を緩和する場合には、登記所備付地図としての信頼性を損なうおそれがあり、森林境界の明確化に地籍調査の測量精度や所有者探索の水準を求めた場合には、境界の確認まで時間を要し、森林整備が遅滞することが危惧されることから、両者の水準を統一することは困難である。他方、地籍調査と森林境界の明確化との間では、境界案の作成、所有者確認、図面作成といった類似した工程が行われ、結果として作業が重複することとなる場合には、効率的な事業推進の観点から課題があることから、これまでも地籍調査と森林境界の明確化の連携手法について、各種通知・手引きを通じて示してきたところである。

(例)

「森林境界明確化活動と地籍調査等との連携について」(平成 25 年3月 26 日付け 24 林整計第 293 号、国土籍第 705 号農林水産省林野庁森林整備部計画課長、国土交通省土地・建設産業局地籍整備課長連名通知)

「森林境界明確化成果を用いた地籍調査マニュアル」(令和4年9月 22 日付け国不籍第 315 号国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課)

「航測法による森林境界の明確化事業実施のマニュアル」(令和8年4月林野庁森林整備部森林利用課)

国としては、引き続き、森林境界の明確化と地籍調査の連携促進に向けて、地籍部局と林務部局による一体的実施体制の構築に向けた促進方策などの検討に取り組んでまいりたい。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

「重複の解消が可能なものは既に実施している」とあるが、「森林境界明確化成果を用いた地籍調査マニュアル」では、地籍調査と同等以上の精度を有する森林境界明確化成果の活用を標準としている。しかし実際は、地籍調査への活用を前提とした成果は限定的で、大半が地籍調査との連携を考慮しない簡易な手法が用いられている。

また、「森林整備が遅滞することが危惧されることから、両者の水準を統一することは困難」とあるが、森林境界明確化による森林整備の迅速性の優先が地籍調査における作業の重複や事業の遅滞を招いている。一方の事業を優先するのではなく、両事業の一体的推進の仕組み構築が重要である。

現状の簡易な方法では、後に地籍調査を実施する際、森林境界明確化で測量した地点も改めて測量する必要があり、人員や予算の効率的執行という観点からも課題がある。本質的に両事業を一体的に実施することで、より効率的な事業実施が期待できる。実務的にも「林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領」には、精度向上加算等が設定され、高精度な森林境界明確化の実施を促進する仕組みとなっていると考える。このような制度の活用を一層推進するとともに、両事業の連携促進に関する国の方針に沿って、強力に政策誘導を図っていただきたい。

なお、国土交通省が本年6月2日に公表した「3ヶ年加速化施策パッケージ」では、「自治体の林務・地籍部局における一体的な実施体制の構築」が掲げられているが、「両者の水準を統一することは困難」との考えを前提とする場合、同パッケージが示す具体策はどのようなものが想定されているか、本件の課題意識と直結することから端的にご教示いただきたい。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

森林境界明確化事業と地籍調査は、目的や成果の法的性質等が異なるため、作業内容の水準を一律に統一することには慎重な検討を要する。一方で、地籍調査に必要な精度及び手続の適正性を確保しつつ、立会・同意取得や成果データ連携等の重複を回避する仕組みを明確化することは、土地所有者及び実施主体の負担軽減、測量費用の縮減並びに両事業の円滑な推進に資するため、検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

—

各府省庁からの第2次回答

森林境界明確化の実施に当たり、航測法によれば、現地測量や土地所有者の現地立会の省略が可能であるとともに、境界明確化の成果を地籍調査へ活用する場合には、地籍調査で必要とされる調査図の作成及び所有者への同意取得などを省略することが可能である。令和8年6月5日に閣議決定した森林・林業基本計画においても、航測法による森林境界明確化と地籍調査との連携促進を位置づけており、土地所有者及び実施主体の負担軽減、測量費用の縮減並びに両事業の円滑な推進に資するよう、航測法による実施を一層推進してまいりたい。

なお、「3ヶ年加速化施策パッケージ」で掲げる「自治体の林務・地籍部局における一体的な実施体制の構築」については、地籍調査と森林境界明確化のそれぞれの事業目的・特性を踏まえ、相互連携して取り組む必要があると実施主体において判断する場合に、計画・準備段階から林務部局と地籍部局が連携し、実施予定箇所や実施時期の調整を行うとともに、重複作業の発生を極力防ぐために類似工程を整理し、発注段階における作業分担による効率化を推進することを想定している。今後、自治体における両事業の連携促進に資するよう、参考となるモデルケースを整理し、その周知等を行う予定である。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

管理番号	103	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)
提案分野	02_農業・農地		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第 50 条が定める製造業者届等に係る都道府県経由事務の廃止等

提案団体

愛知県

制度の所管・関係府省庁

デジタル庁、農林水産省

求める措置の具体的内容

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第 50 条が定めるところによる製造業者届等について、
①飼料及び飼料添加物の製造業者及び輸入業者に関する届においては、現状の書面による提出を前提とした様式ではなく、e-Gov を利用した届出の実現などオンライン上で必要事項を入力する形式で、都道府県を経由せず国へ直接提出すること。
②飼料及び飼料添加物の販売業者に関する届においては、現状の書面による提出を前提とした様式ではなく、e-Gov を利用した届出の実現などオンライン上で必要事項を入力する形式とすること。
③なお、eMAFF を通じた飼料及び飼料添加物に関する届出は令和8年3月 31 日で廃止されることから、e-Gov などを通じて二段階認証等でログインするなど簡易な形式で事業者が届出することができ、e-Gov などにおいて、都道府県にも届出内容の閲覧権限を付与する機能を追加すること若しくは飼料業者情報共有システムと連携されたシステムを構築すること。

具体的な支障事例

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第 50 条及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令第8条の規定により、飼料及び飼料添加物の製造業者・輸入業者は、その届出を都道府県知事を経由して、国(農林水産大臣)に提出することとなっている。本届に内容の不備がある場合、本省から都道府県を経由して製造業者等へ修正・差し替えが求められる。そのため、本来は法的根拠がないにもかかわらず、届出事項について都道府県を所管する農政局へ進達する前に、都道府県において事前確認を行っているのが現状である。当県においては、令和7年度の1年間で年間 47 件(3月9日現在)取り扱っており、業務の負担となっている。

飼料及び飼料添加物の販売業者届については、法において都道府県知事へ提出することになっている。販売業者届は、氏名及び住所、販売業務を行う事業場及び飼料(飼料添加物)を保管する施設の所在地、販売に係る飼料(飼料添加物の種類)、飼料(飼料添加物)の販売の開始年月日を届出することになっている。届出事項は、法が定めるところによっているため、一定の事項である。現在は、書面を前提とした届出を収受したのち、飼料業者情報共有システムにその記載情報を都道府県において入力しているが、令和7年度の1年間において年間 68 件(3月9日現在)行っており、業務の負担となっている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

飼料及び飼料添加物の製造業者及び輸入業者届の都道府県経由事務を廃止することにより、

- ・1県あたり、2h/1件×50件(見込)=100hの業務量の削減となること
- ・事前の確認等のやり取りにより、県及び国(農政局)双方のやり取りが不要になること

飼料及び飼料添加物の販売業者に関する届においてオンライン上で必要事項を入力する形式にすることにより、

- ・オンライン上の手続により、都道府県の出先機関の業務が不要となり、都道府県の主務課での集中的な事務処理のみで完結することが可能になる。
- ・オンライン上での届出により、現状の届出事項の転記と異なり、登録漏れ等を防ぎ、届出内容の一括での確認が容易になる。
- ・オンライン上で必要事項の記載のみに改めることにより、届出者において、公用文形式で体裁を整えた届出の提出が不要となる。

根拠法令等

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第50条、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令第8条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、茨城県、神奈川県、大阪府、兵庫県、山口県、宮崎県

○実際に、国から届出内容の修正・差し替えの指示があった場合、都道府県が業者と国の間に立って対応せざるを得ない事案が発生しており、県の事務負担が増大している。このような現状は、本来法的根拠がないにもかかわらず、都道府県が事前確認や連絡調整を行っていることに起因している。

○当県においても、

①飼料及び飼料添加物の製造業者及び輸入業者に関する届:11件

②飼料及び飼料添加物の販売業者に関する届:16件

の年間業務が発生しており、提案団体の提案が実現することで、業務負担の軽減につながると考える。

○①製造業者等の届出について、提案団体と同様に当県においても事前確認が業務の負担となっている(直近5年平均で年間13件の取扱い)。②販売業者等の届について、入力作業が業務の負担となっている(直近5年平均で年間7件の取扱い)。

○飼料製造業者の届出は国への提出までに確認作業や修正依頼に時間を要するものが多い。また、国へ提出後も修正・差し替えが都道府県を経由するため、再び届出者と連絡をとる必要があり、1件の届出が完了するまでに数ヶ月かかる。届出者にも県と国とで何度も修正を依頼する場合があります、効率的でない。当県は昨年、届出事務全体の約6割が飼料製造業者からの届出であり、業務的負担が大きい。届出が国へ直接提出となった場合には、届出の情報が都道府県も確認できるようにすること、また、業者に対して届出提出に係る手続きの流れについての周知を求める。

各府省庁からの第1次回答

①飼料及び飼料添加物製造業者・輸入業者届出が都道府県経由とされているのは、立入検査権限を有する都道府県が、その権限を行使し、行政指導を適切に実施するためには、自らの管轄域内における飼料等の製造拠点、製造体制、取り扱う飼料等の種類といった基本情報を遅滞なく把握することが不可欠であるためである。このため、経由事務については飼料安全法の適切な運用のため、維持することが適当である。

②、③eMAFFを活用した飼料及び飼料添加物製造業者・輸入業者・販売業者届出については、利用率が届出総件数の1割未満にとどまり、事業者及び行政双方の業務負担軽減に結びつかなかったことから、令和8年3月31日をもってこれを廃止したところであるが、現在でも電子メールによる届出を受け付けているところである。今後、都道府県等の業務負担の軽減を図るため、費用対効果を踏まえつつ、eMAFF申請2.0への参加等による電子化など、より業務の効率化について検討してまいりたい。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

①飼料及び飼料添加物製造業者・輸入業者届出について、国が作成したマニュアルでは、都道府県に対し、事業者から提出された書類の不備確認や、国からの指摘事項を踏まえた届出内容の修正・差し替え依頼を事業者に行うことが求められている。そのため、軽微な修正であっても、都道府県が国と製造業者の間に立ち、修正内容の確認や連絡調整を行う必要があり、相当の業務負担が生じている。

現行の書面提出を見直し、e-Gov や eMAFF 申請 2.0 等を活用したオンライン提出へ移行することにより、届出に関する一連の事務処理の効率化が期待される。また、立入検査等に必要な基本情報についても、オンライン提出及び飼料業者情報共有システムの活用で情報共有が可能となるため、届出手続において都道府県を経由する必要性は低いものと考えられる。

なお、令和7年6月13日閣議決定の「経済財政運営と改革の基本方針 2025 について」において、経由事務の廃止が政府方針として明確に位置付けられていることも踏まえ、見直しに向けて前向きに検討していただきたい。

②、③eMAFF 申請 2.0 への参加などによる電子化等を考えているということであるが、都道府県知事宛である販売業者届出への適用や、飼料業者情報共有システムとの連携を図ること、書面提出の延長ではなくオンライン上で必要事項を直接入力できることなど、事業者にとって分かりやすく利便性の高い設計にしていきたい。これらの点を含めた現時点での検討状況、今後の見通し及び具体的なスケジュールについて明らかにしていきたい。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【宮城県】

都道府県が管内事業者の基本情報を把握するため、届出の都道府県経由事務を維持することが適当との見解が示されたが、現行の飼料業者情報共有システムでは、他都道府県に本社がある事業者の情報を閲覧できないため、県内に事業場のみを有する事業者の情報を遅滞なく把握することは困難である。

このため、事業者が国へ直接届出を行い、国が情報を一元管理するとともに、都道府県が全国の事業者情報を閲覧できる仕組みとすることで、事業者負担の軽減や届出事務の効率化に加え、立入検査等に必要な情報の把握も容易となり、国・都道府県双方の業務効率化につながるものとする。

【山口県】

国が直接届出を受理することで、都道府県は、飼料業者情報共有システムにより製造業者等の精査された基本情報を把握することができるため、同じく立入検査権限を有する国と連携した法の適切な運用が図られると考える。

さらに、申請者にとっても、直接国と書類の確認等を行う方が処理日数も短縮され利便に資するものとする。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

人口減少下における資源制約の深刻化やデジタル技術の進展等を踏まえ、国・地方を通じた行政サービスの提供体制全体を効率化し、地方公共団体が地域の実情に応じて自主性を発揮すべき事務に注力できるよう、事務負担の軽減に資する事務処理方法の見直しについて、特に積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

—

各府省庁からの第2次回答

①飼料及び飼料添加物の製造業者・輸入業者に係る届出については、国に直接届け出ることを可能とするオンライン申請システム(eMAFF 申請 2.0 等)による手続を可能とし、オンラインで手続された申請は都道府県の経由事務を不要とする方向で必要な検討を進めてまいりたい。

②、③また、オンライン申請システムの導入により、都道府県と国との間で届出情報を迅速に共有できる環境整備が進み、事務処理の効率化が期待されることから、都道府県知事に提出される販売業者届出についても、同オンライン申請システムの利用が可能となるように検討してまいりたい。

なお、オンライン申請の推進には利便性の向上と利用の促進が重要。過去に導入していた旧 eMAFF 申請は利用率が低くとどまっていたことを踏まえ、オンライン申請が可能となった場合には、国からの周知に加え、都道府

県においても特に小規模な事業者に対し利用を呼びかけていただくなど、オンライン申請の利用拡大に向けた連携についてご協力いただきたい。

一方、オンライン申請システムにより受理した届出情報を飼料業者情報共有システムと連携させるためには、大規模なシステム改修及び多額の費用を要することから、費用対効果を踏まえつつ検討を進めてまいりたい。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

管理番号	114	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	02_農業・農地		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	○

提案事項(事項名)

現場事務所等を農地に設置する場合における一時転用許可手続の免除等

提案団体

香川県

制度の所管・関係府省庁

農林水産省

求める措置の具体的内容

公共工事の受注者が現場事務所や資材置場などを農地に設置する際に必要な一時転用許可(農地法)の手続について、免除または簡略化するよう、根拠法令の緩和改正または運用制度の策定を求める。
また、同手続を簡略化する場合は、公共工事の受注者による「定款若しくは寄附行為の写し又は法人登記事項証明書」や「資金計画に基づいて事業を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書面」などの資料の提出を省略し、必要最小限の許可申請手続資料とする。

具体的な支障事例

工事においては現場の近くに現場事務所や資材置場などを設置することが多いが、現場周辺に農地以外の適切な場所がない場合は、土地使用者(受注者)が農地の一時転用許可の手続を行う必要がある。この場合、事務手続上、申請から許可に至るまでに約2か月程度を要し、この間、現場事務所や資材置場などが設置できないため、現場着手が困難となる(これらは「任意仮設」に該当するため、発注者が土地を取得したり、発注前に農地に係る権利を取得することができない)。また、現場作業の時間を確保するためには、工期を延長することとなるが、その結果、公共事業の完成および効果の発現が遅延することになる。
また、当県の公共工事による農地一時転用事例として、手続件数は年8件程度、1回当たりの審査時間は1.5時間/件と、当県農政水産部職員の事務負担が生じており、申請から許可までにかかる期間は約2か月を要する。
一方、公共工事の受注者は、発注者(国又は都道府県等)により、建設業法に基づき建設業許可や経営事項審査を受けており、公共工事請負契約に先立ち、受注予定者である建設業者の資力や信用を確認されている。このため、受注者は発注者から一定の信頼のもとに工事請負契約を締結していることから、農地法に基づく一時転用許可手続は、発注者と同程度の取扱いで十分であると考ええる。
以上のことから、事業の円滑な推進、ひいては地域経済の早期活性化に向けて、公共工事の受注者であれば、発注者と同程度(※)の手続とするよう、根拠法令の緩和改正または運用制度の策定を求める。
※発注者(国又は都道府県等)が農地に係る権利を取得する場合は、農地法第5条第1項第1号の規定により、農地の一時転用許可の手続は不要。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

当県と県建設業協会との意見交換会(令和8年1月30日)において、「現場事務所や資材置き場等に使用するために農地の一時転用をする場合、長期間と多大な経費を要するため、公共工事については簡単に一時転用できるようにしてほしい」との旨の要望を受けた。

この要望を受け、当県農政水産部へ手続の簡略化が可能かどうかを確認したところ、「現行の手続は法律等で定められたものであり、公共工事に限っての簡略化は困難である」と回答があった。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

本制度を改正することにより、次の3点の効果があると考えられる。

- ①許可に要する日数を短縮することで、早期の事業効果を図ることができる。
 - ②農地の一時転用手続が免除または簡略化されることにより、受注者の事務負担が軽減される。
 - ③一時転用許可（農地法）を所管している当県農政水産部の事務手続が免除または簡略化されることにより、事務負担が軽減される。
- なお、公共工事における一時転用許可手続の免除または簡略化の個別判断は、農地法の主旨に基づき、従来どおり、都道府県知事（農地法所管部局）が行うものとし、その対象は公共工事の受注者が現場事務所や資材置場などを設置する意向のある農地のみとすることで、限定的な制度改正となることを想定している。

根拠法令等

農地法第5条第1項第1号各号、農地法施行規則第53条第1項各号、農地法関係事務処理要領

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

川崎市、防府市、高松市

○公共工事の場合、施設等保有状況一覧表、当座勘定お取引明細書、会社の定款、履歴事項全部証明書は不要と思われる。

各府省庁からの第1次回答

国及び地方公共団体による農地転用のうち事業の公共性が高く、かつ、地域振興上又は農業振興上の必要性が高いと認められる一定の施設については、農地転用の許可を不要としているところです。

こうした公共転用については、国や地方公共団体において、事前に農業上の土地利用調整が行われるなど転用許可基準等に即した適正かつ合理的な土地利用がなされることを前提に、許可不要としているものです。

一方、ご提案にある、公共事業に伴って受注者が設置する資材置場や現場事務所等については、あくまでも、受注者が公共事業を行う上で、受注者の責任で必要に応じて設置するものであり、公共事業と同様の土地利用調整が行われるものではなく、また、周辺農地への影響の有無や一時転用後の農地への原状回復の確実性などを確認する必要があります。

このため、地方公共団体が自ら行う公共事業と同等に農地転用の許可を免除することはできません。

また、一時転用許可申請書に添付する資料は、農地転用許可基準の適否を判断する上で、必要な書類であり、資料の確認自体を不要とすることはできませんが、公共事業の実施主体（公共施設整備担当部局）において、農地法において添付書類とされている資料を保有しており、当該資料を農地転用許可権者（農地転用担当部局）に共有することで、農地転用許可基準の適否を判断できる場合は、受注者からの申請書への添付されたものとみなすという運用は可能です。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

「地方公共団体が自ら行う公共事業」と「公共事業の実施に伴い受注者が任意で行う資材置場や現場事務所等」について同等の取扱いができず、後者の許可を免除できないことは承知した。

一方、資料の簡素化については、公共工事・民間工事の区別なく、法人関係書類（定款若しくは寄附行為の写し又は法人の登記事項証明書）及び資金証明書（取引金融機関預金残高証明書または融資証明書等）の添付を省略する方法として、該当部局間の資料共有体制によるものではなく、申請者が建設業法に基づく「建設業の許可」を受けていることが確認できる「建設業許可の標識」の写し等による確認で代替可能とするよう、運用を見直していただきたい。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

公共工事・民間工事に関わらず、申請者が現場事務所、資材置場等を農地に一時的に設置する場合の手続について、周辺農地への影響、原状回復の確実性、転用期間等を確認しつつ、別の法律と重複している手続を簡素化することは、建設工事の円滑な実施、申請者の負担軽減及び都道府県等の審査事務軽減に資するため、特に積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

—

各府省庁からの第2次回答

農地法に基づく農地転用許可と建設業法に基づく建設業許可は、目的・性質を全く異にするものであり、審査する基準も異なること、また、農地転用許可審査時点と建設業許可時点では、タイムラグが生じ、事業者の財務状況等が変化していることから、農地転用許可申請の添付書類について、「建設業許可の標識」の写し等の確認で代替することはできません。

一方で、御提案も踏まえ、公共工事の円滑な実施や関係者の負担軽減を図る観点から、審査事務の実情等を把握した上で、一時転用許可申請書の添付資料の簡素化等の運用の見直しに向けた検討を行っていく考えです。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

管理番号	128	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	02_農業・農地		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	○

提案事項(事項名)

通知や依頼事項について地方自治体に不要な事務をさせないこと

提案団体

長野県

制度の所管・関係府省庁

農林水産省

求める措置の具体的内容

国からの委託業務を実施する団体の業務等、国があえて都道府県経由で行っている事務について都道府県を経由する仕組みを廃止する。

具体的な支障事例

農山漁村振興交付金(最適土地利用総合対策)に係る全土連主催の「最適土地利用総合対策に係るブロック会議」について、当該会議は事業実施主体のみが参加するにもかかわらず、当該会議に係る参加者の事前作成資料について、県を経由して農政局に提出し確認を受けたうえで全土連に共有するという手続きがとられた。この件については県が農政局に見直しを求めたところ、農政局は農林水産省が発出元であることから、省あてに申し入れを行うよう指示があるなど、さらに県の事務負担が増加する形の対応があった。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

同左

制度改革による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

事務負担が軽減される。(本来、必要な負担となる)

根拠法令等

農政局担当者会議資料

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

高崎市

—

各府省庁からの第1次回答

最適土地利用総合対策のうち最適土地利用推進サポート事業で実施しているブロック会議について、各地区の事業実施主体への開催案内及び資料(事業実施地区の1枚概要)の作成・提出依頼については、本年度から、当該サポート事業の実施主体である全国土地改良事業団体連合会から各地区の事業実施主体に対し直接連絡を行い、直接資料の回収を行うこととし、都道府県を経由しないこととしています。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本年度からの事務手続見直しについて承知した。これにより、本件提案に至った具体的支障事例の解消が見込まれるものと認識している。
今後とも、制度設計において地方自治体に不要な事務負担が生じないよう御留意いただきたい。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

—

各府省庁からの第2次回答

第1次回答のとおり対応してまいりたい。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

管理番号	131	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)
提案分野	12_その他		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

ベース・レジストリと森林クラウドシステムとの連携の実現

提案団体

福井市、福井県

制度の所管・関係府省庁

デジタル庁、法務省、農林水産省

求める措置の具体的内容

市町村林務部局において法務局からの公図の取得が不要となるよう、デジタル庁の「ベース・レジストリ」と都道府県の「森林クラウドシステム」との連携による正確かつ最新の情報連携を実現してほしい。

具体的な支障事例

【現状】

市町村林務部局では、法務局から取得した公図を使用して、林地の位置を特定する業務を行っている。
例えば、「伐採および伐採後の造林の届出※1」及び「森林の土地の所有者届出※2」の際の届出内容の確認作業、また「森林現況調査※3」の際の位置の特定作業、などが挙げられる。

※1…森林所有者などが森林の立木を伐採する場合の届出に際し、当該森林の位置を特定することを目的に公図を取得。

※2…売買や相続等により森林の土地を新たに取得した場合の届出に際し、当該森林の位置を特定することを目的に公図を取得。

※3…農業委員会からの非農地通知により新たに森林に編入するかどうかの現況調査に際し、当該森林の位置を特定することを目的に公図を取得。

【支障】

都道府県が運用する林地情報オープンデータ「森林クラウドシステム」は、運用者のもとで筆ポリゴンを独自に設定するなど手作業で構築しており、地番や土地境界などの不動産登記情報と連携した構築となっていない。このことによって、市町村林務部局の各種業務において、森林クラウドシステムの閲覧だけでは正確性に問題があることから、公図の取得を余儀なくされている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改革による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

法務局から取得する公図が不要となり、システム間連携による情報のワンストップ化が実現

根拠法令等

—

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

郡山市、いわき市、高崎市、川崎市、島田市、大阪府、三原市、熊本市

—

各府省庁からの第１次回答

不動産ベース・レジストリについては、令和9年度末の地図情報のサービス提供を目指し、データベースの整備を進めている。これにより、これまで公用請求により取得していた地図情報を、オンラインで確認・取得することが可能となる見込みである。

不動産ベース・レジストリと「森林クラウドシステム」との間での地図情報の連携については、地図情報の整備状況や、森林クラウドシステムの整備・運用が各都道府県それぞれの考え方等により行われていることなどから連携することは各都道府県の判断によるもの。

今後、実際に各都道府県で御判断いただくに当たって、不動産ベース・レジストリの活用により、都道府県や市町村の森林・林業に関する事務の効率化が図られるよう、林野庁としても不動産ベース・レジストリの整備状況等について丁寧に情報提供を行っていく。

各府省庁からの第１次回答を踏まえた提案団体からの見解

不動産ベース・レジストリを発出するにあたり、今後、都道府県が不動産ベース・レジストリを活用して森林クラウドシステムとの地図情報連携を検討・判断する際、現状のシステムと同様に、各都道府県それぞれの考え方により連携業務を進めてしまうことが懸念され、重複作業等により、結果として全国的に非効率な事務が行われる可能性がある。

あらかじめ国において、地図情報連携に必要な標準仕様書や連携作業手順書、データ連携の技術的ガイドライン等を整備した上で、全国で共通して活用できる形を提示することを求めたい。

これにより、都道府県および市町村が連携を進める際の開発費用負担および連携事務負担を大幅に削減できるとともに、システム間の互換性確保や、運用の安定性向上にも資するものとする。

本市としては、自治体側の負担軽減を考えた国による標準化の取組がシステム連携というテーマの礎となると考えている。

各府省庁からの第１次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用によって住民サービスの向上および地方公共団体の業務効率化が図られるよう、本提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。あわせて、提案の実現にあたっては、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会と必要な連携を図ることを求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

—

各府省庁からの第２次回答

各都道府県のそれぞれの考え方により整備されている森林クラウドシステムと不動産ベース・レジストリとの間

での地図情報の連携については、API 連携が可能となるよう、デジタル庁において不動産ベース・レジストリの仕様の検討が始められているところ。

なお、不動産ベース・レジストリから提供される地図情報を自動的に森林クラウドシステムの GIS に取り込むためには、公共座標による位置情報が付与された地図情報が必要である。

1次回答のとおり、今後、不動産ベース・レジストリの活用により、都道府県や市町村の森林・林業に関する事務の効率化が図られるよう、林野庁としても不動産ベース・レジストリの整備状況等について丁寧に情報提供を行っていく。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

管理番号	162	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	06_環境・衛生		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

鳥獣被害対策に係る集落での指導等の実施主体の見直し

提案団体

山形市

制度の所管・関係府省庁

農林水産省、環境省

求める措置の具体的内容

鳥獣被害対策に関して、集落での指導や研修等は、都道府県が専門人材を確保し、広域的に行うこと。市町村において、自ら行うことが難しい業務について、鳥獣保護管理を実施する都道府県が被害防止計画を策定し、当該事務を行うこととする。

具体的な支障事例

近年、クマやイノシシが人の日常生活圏に出没し、被害が発生する事例等が増加しており、鳥獣被害対策に対する住民の関心も高まっている。市町村は鳥獣による農林水産業等の被害対策の実施に努めることとされており、被害防止計画の策定や計画に基づく具体の被害対策を行っているが、狩猟免許取得者等の被害対策の担い手は高齢化が進み、将来的な担い手の育成・確保及び集落全体での取組支援が必要となっている。これらの取組を行うためには野生鳥獣の生態や柵の設置技術などの専門的な知識・経験が必要となるが、特に小規模団体においては、鳥獣被害対策専門の職員を配置することは困難であり、人事異動等もあることから、知見や経験の継承等にも課題がある。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

イノシシ・ニホンジカの捕獲頭数は増加傾向にあるが、狩猟免許取得者等の高齢化が進み、将来的な担い手が不足が懸念される。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

専門人材が確保されることにより、集落での指導が適切に行われ、より効果的な鳥獣被害対策を行うことが可能となる。
また、専門的な知識・経験を有する職員がいない市町村において、都道府県が対象鳥獣の捕獲等を行うことにより、被害の軽減につながることが期待される。

根拠法令等

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

岩手県、花巻市、北上市、高崎市、寒川町、島田市、彦根市、東温市

○提案団体と同様に当市も狩猟免許取得者等の被害対策の担い手は高齢化が進み、将来的な担い手の育成・確保及び集落全体での取組支援が必要となっている。

○当市は、市域の大部分が市街地でまとまった山林はなく、これまでシカやイノシシによる被害や捕獲の事例はないが目撃情報は複数寄せられている。今後、市街地に出没して捕獲の必要が生じた場合に、ハンターの確保や捕獲後の対応は当市単独では非常に困難であることが想定される。また、これらの大型獣は市域をまたいで移動することから、市町村ではなく都道府県が主体となって対応する必要がある。

○専門員の確保が困難なことから、被害対策は狩猟グループへの委託に頼らざるを得ない。しかしながらその担い手も高齢化が進むにつれ、将来的な担い手の確保が課題となり、制度実施が困難となることが容易に想定される。

各府省庁からの第１次回答

現在、いかなる法令においても、都道府県が専門人材を確保し、鳥獣被害対策に関する指導や研修等を実施することをとどめていない。

実施については、各都道府県の判断となるため、所在する都道府県に相談願いたい。

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律においては、鳥獣被害防止計画は、市町村が作成することができるものとしており、作成が義務ではなく、また、都道府県が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき作成することができる第二種特定鳥獣管理計画（以下、「特定計画」という。）においては、都道府県域での被害防除の取組を記載することとされているが、都道府県は特定計画を作成等するときは、関係地方公共団体と協議しなければならないこととされており、同協議に基づき、市町村域での被害防除対策を、県が作成する特定計画に記載し、県が実施することは現行法制度においても可能である。

なお、市町村が鳥獣被害防止計画を作成しない場合にあっては、鳥獣被害防止総合対策交付金については、鳥獣被害防止計画に基づく取組に対する支援を行っている性質上、交付を受けることができなくなることを御了解願う。

各府省庁からの第１次回答を踏まえた提案団体からの見解

市町村の鳥獣被害担当は、数年で異動してしまう一般行政職が多く、野生鳥獣の生態、効果的な罠の設置、集落防護などの専門知識を持った職員が少ないことや、現在、地域の対策を支えている地元の猟友会の高齢化、集落への指導へのマンパワーの限界など、リソースが決定的に不足していることから、将来的な担い手の育成・確保や集落における被害防止対策の指導等について、実施することが難しく、対応に苦慮している状況にある。

また、被害防止計画の作成及びその計画の事務について、市町村として精度の高い個体数推定や捕獲目標の設定は実施が困難な事務であり、広域的知見を持つ都道府県が主体となって計画を作成し、その事務を補完・実施するなど、役割分担の抜本的な見直しを行うべき段階にきている。実際、県の生息頭数のモニタリングの結果が共有できない事例があることから、山形県市長会は県に対し「鳥獣被害対策における生息数把握手法の確立及び市町村への技術的支援の拡充について」の要望を行っている。

都道府県がこうした取組を行う枠組みは法律上すでに存在するものの、実態としてその実効性が十分に担保されていない現状であることから、関係法令や基本指針等に都道府県の具体的な取組実施を明文化し、その実効性を確実に担保する措置を講じるよう、国としての対応を求めたい。

各府省庁からの第１次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

鳥獣被害対策については、鳥獣の生息域・移動範囲が市町村域を越えることや、小規模市町村における専門人材の確保等の課題を踏まえ、市町村との役割分担や必要な財源措置を整理しつつ、都道府県による専門人

材の確保、広域的な捕獲体制の構築等を支援できる仕組みを強化することは、市町村の負担軽減及び農林水産業被害・生活環境被害の防止に資するため、特に積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

提案団体によると、都道府県が実施する枠組みはあるものの、都道府県による取組が十分に行われておらず、専門職員などのリソースが乏しい市町村が対応に苦慮している現状がある。枠組みを作るだけでなく、都道府県と市町村の間で適切かつ持続可能な役割分担がなされるための取組が必要ではないか。

現に都道府県の関与が弱く、市町村が対応に苦慮している

- ・モニタリング調査や捕獲目標数の設定
- ・将来的な担い手の育成・確保
- ・集落における被害防止対策の指導

については、都道府県が広域的かつ主体的に実施するスキームを作る必要があるのではないか。

第34次地方制度調査会では、持続可能かつ最適な形での行政サービス提供の観点から、「国・都道府県・市町村間の役割分担」の在り方が審議されている。また、令和8年の改正において、介護保険法及び障害者総合支援法では人材確保を、下水道法では区域内の連携推進を都道府県の役割として明確化する法改正が行われた。

上記のような役割分担の見直しの議論が進む中、鳥獣被害防止対策についても、都道府県の広域的かつ主体的な役割を法律上明確化する等、制度上の見直しも検討すべきではないか。

各府省庁からの第2次回答

再検討の視点にある市町村が対応に苦慮している内容については、鳥獣被害防止特措法に基づく基本指針（告示）において、都道府県が、市町村への助言及び指導、被害防止に取り組む人材の育成等の必要な措置を講ずるよう努めること（一（２）③都道府県の役割）、市町村の求めに応じて、鳥獣の生息状況及び生息環境等に関する情報の提供に努めること（一（２）④国、都道府県及び市町村の関係）を記載しており、都道府県が広域的かつ主体的に実施するスキームは既に存在している。

これらの具現化にもつながる取組として、今年度（令和8年度）に新たに創設した「鳥獣被害対策タスクフォース」において、都道府県が、被害縮減に向けた重点的な対策を主体的に企画立案・実施し、市町村は地域の関係機関の参画のもと、柵の整備や農地周辺の捕獲強化といった鳥獣対策の高度化に取り組むこととしている。この仕組みを活用して鳥獣被害対策の高度化に取り組む市町村は、鳥獣対策交付金の優先配分による財政措置に加え、今回指摘のあった、計画策定に当たって必要な情報の提供、人材の育成、対策の指導等を含め、被害低減に向けて市町村が求める国・都道府県からの伴走支援を受けることが可能となる。現在、全国に先駆け、北海道が取り組んでおり、今後、青森県においても取組を開始する予定である。山形県に相談の上、活用を検討願いたい。

なお、鳥獣保護管理法においては、都道府県知事が行う鳥獣保護管理事業の実施に関する計画を定め、計画の達成に必要な措置を講ずるものとされ、法令上、都道府県が主体となっている。また鳥獣保護管理法の基本指針においては、都道府県の役割として、「市町村等が取り組む地域的な鳥獣の保護及び管理に対する支援を行う」とされている。

また、環境省では、都道府県が鳥獣の捕獲や専門人材の育成等を含む指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する経費に対し、指定管理鳥獣対策事業交付金によって都道府県の支援をしている。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

管理番号	163	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	01_土地利用(農地除く)		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

抵当権等の設定された土地を公共事業のために取得する場合において抵当権等の抹消登記が可能となる要件の緩和

提案団体

福島県、群馬県、全国知事会、北海道東北地方知事会

制度の所管・関係府省庁

法務省、農林水産省

求める措置の具体的内容

抵当権(本項においては根抵当権、買戻し特約、差押等の登記を含む)の設定された土地を公共事業のために取得する場合、一定の条件(抵当権者の所在不明、抵当権の相続未登記等)を満たせば、土地所有者と公共事業施行者の申請のみで抵当権等の抹消登記を行えるよう法令改正(不動産登記法の改正又は特別措置法の制定)をしてほしい。
具体的な方法としては、上記二者が抵当権抹消に係る申立てを所管の裁判所に行い、抹消に関する官報公告期間を経たあとで、金銭供託を伴うことなく、裁判官の囑託により抹消登記を行う方法である。

具体的な支障事例

当県の計画する土地改良事業において、事業用地(換地処分ではなく用地取得を行う範囲)となる複数の土地に抵当権が設定されていた。土地ごとに条件は異なるが、いずれも設定時期は昭和30年頃、被担保債権は一万円～二万円程度であった。抵当権者については各筆で異なるが、戸籍等で死亡が確認できる者と、所在不明(戸籍等に同姓同名の者はいるが住所が符合しない)の者がいた。
公共用地取得の原則として、抵当権の設定された土地は取得前に土地所有者による抵当権抹消が必要とされている。しかし、抵当権者が所在不明あるいは多数の相続人となっている場合、個人である土地所有者にとって、抵当権者について調査することは金銭的負担(司法書士への依頼料等)が大きい。加えて、土地所有者が債務者当人ではなく相続人であるため、当事者意識や「抵当権を抹消してでも協力する」という意識は希薄であることが多い。
実際に、現在用地取得を進めている事業において、一部の地権者から抵当権抹消の困難さを理由に協力を拒まれる懸念が発生している。
抵当権を抹消することなく用地取得するという選択肢もあるが、土地改良事業の場合、事業後に関係団体(市町村又は土地改良区等)に土地改良財産の一部として土地を譲与するため、抵当権を理由として譲与を拒まれる可能性がある。譲与を受け入れたとしても抵当権設定が抹消されない限り競売のリスクが残るため、根本的な解決には至らない。
なお、当県の定める「用地事務取扱要領」において「取得する土地等に所有権以外の権利が設定されているときは、土地所有者等にその権利を抹消させなければならない」とあり、これは国(農林水産省、国土交通省)の定める方針に準拠している。
なお、当県の想定する「一定の条件」は以下のとおり。
①「一定の捜索を行っても抵当権者の所在が不明であること」

②「抵当権者が死亡し、相続登記がされていない状態で、抵当権抹消をする旨を一定期間公告しても異議申立てがないこと」

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

（事業者の意見）

設定時期が古く、消滅時効を迎えている可能性が高いため行使される見込みの低い抵当権（いわゆる休眠抵当権）のみを理由として公共用地取得を断念することは合理的ではないと考える。

実際、令和5年4月1日施行の改正不動産登記法 70 条の2において休眠抵当権の抹消条件が一部緩和されるなど、その機運は高まっている。ただし、同条で対象とされているのは、抵当権者が「解散した法人」の場合のみであり、個人間の金銭貸借による抵当権は対象となっていない。当県の土地においては個人が抵当権者となっているケースが多く、現行法制では抹消は困難なままである。

また、「抵当権又は被担保債権の消滅時効援用の申立て」や「金銭供託を伴う抵当権消滅請求」といった手法もあるが、これらの手続きや供託金は土地所有者にとって負担となる（用地取得の対価が供託金額を上回るケースは限定的）。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

事業用地に付された抵当権の抹消手続きは多大な時間と労力を要するため、抹消手続きが簡略化されれば事業完了までの期間は短縮される。また、抵当権の付された土地でも公共事業用地に加えやすくなるため設計の柔軟さも増す。

また、副次的な効果ではあるが、「公共事業施行者の申請を伴えば円滑に抵当権を抹消できる」ことは土地所有者にとってメリットであるため、事業用地の任意取得にプラスに働くことが見込まれる。

根拠法令等

不動産登記法第 60 条

民法第 379 条から 386 条まで

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、いわき市、茨城県、名古屋市、安来市、熊本市

○当県においても、抵当権設定の時期が極端に古く（明治・大正時代）、抵当権者の探索特定が極めて困難な「休眠抵当権」と呼ばれる抵当権が残った公共用地の取得事例はこれまでも生じている。

このような場合、債権額が少額で成果が僅少な一方、解決のための労力や費用は多大であり、所要の法令改正により簡易な手続きで抹消登記を可能とすることは大いに賛同できる。

各府省庁からの第 1 次回答

不動産登記法第 70 条の2は、担保権に関する登記の登記名義人である法人について、法人としての実質や、その有する担保権の実体を喪失していると認定することができる場合には、供託がされずに登記が抹消されても登記義務者（担保権に関する登記名義人）が損害を被る蓋然性は極めて小さいものであるとの考えのもとに、供託を要することなく、担保権に関する登記の抹消を登記権利者が単独で申請することを認めたものである。

これに対し、抵当権者が自然人である場合には、当該抵当権者が死亡したときにはその相続人が抵当権の被担保債権も相続することから、御指摘のような条件を満たしたとしても、抵当権及びその被担保債権が実体的に消滅しているということを形式的に判断することができないため、対応は困難である。

各府省庁からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

今回の提案は「抵当権等の抹消」のみに関することであり、債権の消滅要件や消滅の判断といった問題に踏み込むものではない。抵当権等とそれに担保される債権は別であり、抵当権等のみを抹消する登記は従来から存在する。被担保債権の消滅判断が難しいという理由で抵当権等の抹消を困難と見なすのは問題の過大化で

ある。

不動産登記法第70条の2に関して、権利者が損害を被る蓋然性が小さいことを理由に認めたとあるが、休眠抵当権を抹消した場合に損害が発生する可能性も同様に小さい。理由として、休眠抵当権の担保する債権を債権者(多くの場合死亡しているため相続人)が行使するには、①借用書等が遺漏なく保管されている、②督促が適切に行われ債権が時効消滅していない、③債務者、債権者又は抵当権者が死亡している場合は相続関連の問題もない、等の条件を全て満たす必要があるからである。仮に満たしたとしても、明治～昭和初期の休眠抵当権の被担保債権額の多くは数百円～一万円程度と、現在の社会通念上極めて少額であるため、多大な労力を伴ってまで債権が行使される可能性は限りなく低い。これらのシミュレートや意見集約も十分行うべきである。

なお、提案にもあるとおり、抵当権設定の時期や債権額で抹消の可否を判断することは想定していない。土地所有者が所在不明の場合における所有者不明土地管理人制度のように、申立てに基づき裁判官が可否を判断し、官報公告を経て異議がないことをもって形式的妥当性を担保されたい。

休眠抵当権は実際に複数自治体で公共事業の支障となり、所有者不明土地解消に向けた諸制度のボトルネックとなっていることを踏まえ、積極的な対応をお願いしたい。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

公共事業用地取得の遅延により道路、河川、土地改良等の事業実施に支障が生じることのないよう、休眠抵当権等の抹消手続の簡素化について、確実な実現を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

—

各府省庁からの第2次回答

抵当権者が抵当権の登記を抹消された場合には、抵当権の取得を第三者に対抗することができなくなる(民法第177条)。そのため、御提案のように、抵当権者の関与なく、また、裁判手続や供託を経ることなく、抵当権の登記を抹消することについては、抵当権の登記名義人又はその相続人に不利益を与えるものであるから、慎重な検討を要する。

提案団体は、「休眠抵当権の担保する債権を…行使するには、①借用書等が遺漏なく保管されている…等の条件を全て満たす必要がある」と指摘するが、担保権の登記がされた不動産について抵当権の実行としての競売の申立てをするために借用証書等を執行裁判所に提出することは必ずしも必要ではないため(民事執行法第181条第1項第1号参照)、提案団体の指摘には誤解が含まれると考えられる。

また、御提案は、「申立てに基づき裁判官が可否を判断し、官報公告を経て異議がないことをもって形式的妥当性を担保」する仕組みを求めているようであるが、裁判手続を利用する想定であれば、現行法の下でも、抵当権者又はその相続人を被告として休眠抵当権の抹消登記手続請求の訴えを提起して判決を得る方法(不動産登記法第63条第1項)や、公示催告の申立てに基づき除権決定を得る方法により、単独で抵当権の抹消登記を申請する方法(同法第70条第1項及び第3項)を活用することにより、所有者が単独で抵当権の登記の抹消の申請をすることができる。加えて、いわゆる休眠抵当権の登記の抹消手続については、裁判所の関与なく、所有者が、一定の金銭の供託をすることにより、単独で抵当権の抹消の申請をすることができる仕組みも導入されている(同条第4項)。公共事業のために取得する土地に設定された抵当権の登記についても、まずはこれらの手続を御活用いただきたい。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

管理番号	172	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	02_農業・農地		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	○

提案事項(事項名)

経営開始資金における「農業経営開始日」の市町村による認定を可能とすること

提案団体

大府市

制度の所管・関係府省庁

農林水産省

求める措置の具体的内容

経営開始資金の支給期間算定の基準となる「農業経営開始日」について、国の通知による画一的解釈ではなく、市町村が客観的資料に基づき総合判断できる制度へ改正すること。
国は基本的判断基準のみを示し、最終認定権限を市町村へ付与することを求める。

具体的な支障事例

新規就農者が農業経営を開始する際は、農地確保に時間を要する場合や、研修終了後に段階的に販売を開始する場合、副業型からの段階的に移行する場合など、営農開始形態が多様である。現行運用では、研修終了日、農地取得日、営業届出日など、いずれを農業経営開始日とするかについて何を根拠として判断すればよいかが明確に示されていない。そのため、国が示す手引きにしたがって市町村で妥当と判断した場合も、県や国への確認時に判断が否定されることがあり、支援期間の開始日となる農業経営開始日の判断に悩むケースがあり、適切な就農支援に支障をきたしている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

「実際に売上が安定していない段階から農業経営開始日とされるのは不合理。特に、果樹を一から始める場合は、早めに農地を取得し、栽培しないとすぐに経営を成り立たせることができない。」と交付対象者からの声が寄せられている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

- ・制度空白の解消
- ・生活不安の軽減
- ・離農防止
- ・審査の透明性向上
- ・地域実態に即した制度運用

根拠法令等

新規就農者総合対策推進事業実施要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、高崎市、川崎市、豊橋市、豊田市、穴粟市、長崎市

○新規就農者の営農開始は多様である一方、「農業経営開始日」の基準が不明確で、農業者からも不明瞭といった意見が多く、市町村の判断と国・県の見解が異なる場合も予見され、支援期間の算定に混乱が生じている。

国が示す Q&A では「市町村において、個別事例ごとに弾力的に判断することができる」とされていることから、このことを明確化するため、国の補助事業の各種要綱において「経営開始時期の設定は、基本基準を総合的に勘案し、市町村（交付主体）の判断とする」と明記するよう制度の見直しが必要である。

○「新規就農者の事情に応じて、市町村において個別事例ごとに弾力的に判断すること（判断根拠を書面等で残しておくこと）」と農林水産省作成の手引きでは示されているものの、どこまで柔軟に判断してよいかの線引きが曖昧であり、会計検査等で市町村の判断が否定されるリスクがある。

また、原則として農地の権利取得日等が経営開始日として扱われる一方で、提案団体が示す事例のように、果樹農家等は早めに農地を取得し準備する必要があるため、実態に合っていない。

○研修機関に希望品目がなく自主研修が必要な場合や親元就農の場合など、段階的に準備に取り組む際、正式な研修修了日はなく、経営開始日の判断が不明瞭となり、就農希望者への案内やスケジュール調整に支障をきたすことがある。

各府省庁からの第1次回答

経営開始資金における経営開始日については、市町村が認定する青年等就農計画における経営開始日と同一であり、既に市町村（交付主体）の判断事項となっている。国として、経営開始の時点については、原則、農地の取得時期や主要な資産の取得時期などを踏まえて判断するよう示している一方、新規就農者の営農開始の形態は多様であるため、原則によらず、研修中や農作業を本格的に始めていないなど、農業経営を開始していない状態である場合には、農地の取得や果樹苗等の定植・肥培管理を行っていても、農業経営の開始ではなく、営農準備行為とみなす、市町村で総合的な判断が可能となっている。上記については、手引きで示しているところではあるが、今後 Q&A でも周知していきたい。なお、判断に迷う場合は、地方農政局を通じてご相談いただきたい。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

第1次回答において経営開始日が市町村の判断事項である旨をご回答いただいたところ、明確化のため、法的根拠となる要綱本文に「経営開始時期の設定は、別途定める基本の考え方を総合的に勘案し、交付主体の判断とする」ことを明記いただきたい。

また、農地取得等を営農準備行為とみなし得ると手引きで示しているとのことだが、手引きでは研修中等における営農準備行為として農地取得等を認める判断の考え方が必ずしも明確でなく、市町村担当者が手引きから適切な解釈を行うことは容易ではない。より理解しやすく、判断しやすい内容となるよう、手引きの見直しを行っていただきたい。

さらに、Q&A による周知のほか、多様なケースの判断の参考となるような、具体的な経営開始時期の判断事例を事例集やデータベース等に整理し、市町村担当者が参照できる仕組みを整備いただきたい。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【豊田市】

経営開始日の判断原則については手引きに明記されているものの、原則によらない判断の許容範囲に関する指針や具体的な事例が共有されていません。このような状況下では、会計検査等による市町村判断の否定リスクを恐れ、自治体が例外的な判断を忌避する消極的な姿勢に繋がりがねず、結果として農家に不利益が生じる懸念があります。また、自治体間の判断基準の乖離による農家の混乱を防ぐためにも、国においては、柔軟な判断が認められる明確な基準の提示や、過去の審査事例の共有を求めます。

【全国知事会】

現行制度で対応可能である旨について、十分な周知を行うべきである。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

—

各府省庁からの第2次回答

経営開始日が、市町村が判断を行う青年等就農計画における経営開始日と同一であるという考え方については要綱上に明記するとともに、市町村における経営開始時期の判断に資する手引き・Q&A のより一層の充実や、制度の解釈に係る説明等を通じて制度解釈について周知してまいる。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

管理番号	173	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	02_農業・農地		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

林業経営の実態が存在しない市町村における市町村森林整備計画について弾力的な運用を可能とすること

提案団体

大府市

制度の所管・関係府省庁

農林水産省

求める措置の具体的内容

森林法に基づく市町村森林整備計画(以下「計画」とします。)について、地域森林計画対象森林面積が極めて少なく、林業経営の実態が存在しない市町村に限り、以下のいずれかの弾力的な運用を可能とする措置を講じることが求めます。

- ①森林法に基づく計画について、林業経営の実態がないなど一定条件を満たす市町村に限り、計画策定義務の適用除外、又は記載事項の省略を可能とするなど、計画内容の簡素化を図ること。
- ②同計画について、市町村の同意を前提に、都道府県が計画の土台となる部分を作成し、その上で市町村が作成すべき部分について追記すること(都道府県による計画作成事務の補完的实施)ができるような仕組みを導入すること。

具体的な支障事例

当市の森林法に基づく地域森林計画の対象森林面積は、69haと極めて小さく、森林経営計画の認定実績や森林施業の実績も無いなど、林業経営の実態が存在しない状況にあります。

このような状況においても、当市では、計画の策定、変更及び公表等の事務が周期的に発生しており、計画内容は一般的・抽象的なものとならざるを得ず、実質的な施策との結び付きは弱くなっています。

また、限られた人員体制の中で当該事務に対応する必要がある、農政、防災、都市緑化施策等との間で行政資源の配分には課題が生じていると考えます。

このため、林業経営の実態が存在しない市町村においては、計画策定義務の緩和や記載事項の簡素化を可能とするとともに、市町村の計画策定時に都道府県による計画作成事務の補完的实施を認めるなど、実情に応じた制度の弾力化が必要であると考えます。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

- ・当市では林業経営体から、森林整備や森林経営計画認定に関する相談実績はありません。
- ・森林施業補助や経営管理制度の活用に関する具体的要望も確認されていません。
- ・計画の策定が住民利便の向上や事業活動の円滑化に直接結び付いている状況にはありません。

制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

- ①行政運営の効率化
林業経営の実態がない市町村において、計画の策定義務の適用除外、計画内容の簡素化、あるいは市町村の

計画策定時に都道府県による計画策定事務の補完的实施を可能とすることで、事務負担を軽減し、限られた行政資源を優先度の高い施策に重点配分できます。

②制度趣旨との整合性の向上

森林経営管理法の目的を踏まえ、林業経営の実態がない地域における計画の弾力的な運用を可能とすることで、制度趣旨に即した運用が可能となります。

③広域行政との役割分担の明確化

市町村の計画策定時に、都道府県による計画策定事務の補完的实施を認めることで、専門的・広域的な事務の集約による、国・都道府県・市町村の役割分担の合理化が図られます。

根拠法令等

森林法

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

ひたちなか市、さいたま市、川崎市、小牧市、熊本市

○当市においても林業経営の実態が無いため、計画内容の簡素化等の措置がとれるよう、提案団体の意見に賛同します。

各府省庁からの第1次回答

市町村森林整備計画は、森林法(昭和26年法律第249号)第10条の5の規定に基づき、地域森林計画の対象となる民有林が所在する市町村が5年ごとに作成する10年を一期とする計画であり、林業経営の有無に関わらず適切な森林整備を通じて公益的機能の発揮を図るため、地域の森林・林業の特徴を踏まえた森林整備の基本的な考え方やこれを踏まえたゾーニング、地域の実情に即した森林整備を推進するための森林施業の標準的な方法等を定めるものである。

また、市町村森林整備計画は、森林所有者等が行う伐採や造林等の森林施業や森林の保護の規範となるものであり、例えば、森林所有者等が立木の伐採等を行う場合には、同計画に定められた伐採及び造林の標準的な方法に従って届出を行い、これを遵守して適切に実施することが求められる。このように、市町村森林整備計画は、森林所有者等の森林施業等の実施に直接関係するものであることから、実際に林業経営が行われているか否かにかかわらず、地域森林計画対象森林が存在する場合には、公益的機能が発揮されるよう、その取扱いをあらかじめ森林所有者等に対して明らかにしておく必要がある。

このため、地域森林計画対象森林の面積が小さい場合や、現時点での林業経営の実態が認められない市町村であっても、森林所有者等が適切に森林施業等を行うことができるよう、市町村森林整備計画を策定する必要があり、一律に計画策定義務の適用除外又は計画事項の省略を可能とすることは適当ではない。なお、地域の森林・林業の実情によって、記載を要しない計画事項については、「該当なし」と記載することも可能である。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

計画事項そのものの省略や策定義務の適用除外については、現行制度上、困難であることを理解しているため、当市としては、当初提案の趣旨を踏まえつつ、計画内容及び事務負担の簡素化を可能とする制度改善を求めるものである。

例えば、計画内容の簡素化であれば、簡易様式の導入(林業経営体が存在しない市町村向けに、標準様式の簡易版(記載欄の縮減・選択式化)を認めること。)、ゾーニング(区域)の簡素化(施業実施の可能性が低い区域について、詳細なゾーニング(区域)を求めず、簡易な分類(保全主体・利用主体の2区分等)を認めること。)、施業方法の標準化(伐採・造林の届出がほぼない市町村向けに、国又は都道府県が示す「簡易標準モデル」をそのまま適用できるようにすること。)、中間見直しの負担軽減(実態がない場合、10年計画期間中の中間見直し(5年ごと)を不要とする又は記載項目を限定すること。)

また、都道府県による補完的实施の制度化であれば、市町村の同意を前提に、都道府県が計画作成事務を補完的に実施できる仕組みを制度上位置付けることで、専門的・広域的な事務を都道府県に集約し、国・都道府県・市町村の役割分担の合理化が図られると考える。

なお、当市としては、森林法及び各種通知の趣旨を尊重しつつ、林業経営の実態が存在しない市町村においても、計画策定義務を履行しやすい制度設計が必要と考えているため、計画内容の簡素化、都道府県による補完

的实施等、当初提案の趣旨を踏まえた制度の弾力化について、引き続き検討をお願いしたい。

各府省庁からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

地域森林計画対象森林面積が極めて少なく、林業経営の実態が乏しい市町村について、森林の適正な管理や公益的機能の確保に支障が生じない範囲で、市町村森林整備計画の記載事項や策定手続の簡素化、標準様式の活用等を可能とすることは、市町村の事務負担軽減に資するため、都道府県に新たな事務負担が生じない形で、地域の実情に応じた弾力的な運用について、特に積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

—

各府省庁からの第 2 次回答

市町村森林整備計画の計画事項については、「市町村森林整備計画制度等の運用について」（平成 3 年 7 月 25 日付け林野計第 305 号林野庁長官通知）において、既に、「市町村の実情に即して計画する」こととしており、各市町村が円滑に計画を樹立することができるよう留意事項として示しているものである。そのため、1 次回答のとおり、現時点においても、地域の森林・林業の実情に応じて、市町村の判断により記載内容を簡素化することが可能である。

具体的には、

①ゾーニング（区域）については、森林機能の高度発揮を特に求めない森林においては、地域の実情に応じて設定を行わないこと

②施業方法の標準化については、都道府県が流域ごとに策定する地域森林計画において示した森林施業の標準的な方法の指針を市町村森林整備計画においてそのまま参照すること

等が可能である。

また、「都道府県が計画作成事務を補完的に実施できる仕組み」については、森林法第 10 条の 12 において、「市町村は、市町村森林整備計画の作成…ため必要があるときは、都道府県知事…に対し、技術的援助その他の必要な協力を求めることができる。」と既に法定されているところであり、必要に応じて都道府県と協力されたい。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

管理番号	174	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	02_農業・農地		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	○

提案事項(事項名)

農地法第 18 条第6項の規定による通知に係る土地の登記事項証明書の添付を不要とすること

提案団体

大府市

制度の所管・関係府省庁

農林水産省

求める措置の具体的内容

現在は、農地の賃貸借権を合意解約する際に農地法第 18 条第6項の規定による通知書を農業委員会へ提出する必要があり、農地法施行規則第 68 条第3項第1号の規定に基づき土地の登記事項証明書を添付することとなっている。一方、農地法第3条の3に基づく届出には土地の登記事項証明書の添付を求めてはならないとの通知が農林水産省から出ていることから、本通知書においても添付不要とすることを求める。

具体的な支障事例

現行、農地法第 18 条第6項の規定による通知書を提出することで合意による農地の賃貸借の解約を農業委員会が把握している。しかしながら、賃貸借権の設定状況は農業委員会が整備する農地台帳にて把握可能であるため、土地の登記事項証明書が無くても事務処理に支障は生じない。また、発行手数料が発生する書類を届出人に求めることは、住民サービスを低下させることになるため、土地の登記事項証明書の添付を不要とすることを求める。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

新規で合意解約の手続きの相談を受ける際に、有料である土地の登記事項証明書の添付が必要である旨を説明すると、多くの相談者が驚きや不満の表情を見せる。添付の必要性の説明を求められることもあるが、法律に定められているとしか説明ができず苦慮している。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

土地の登記事項証明書を当該賃貸借の当事者が法務局へ取得しに出かける手間と取得に必要な手数料を削減することができるため、住民サービスの向上を図ることができる。また、行政側も土地の登記事項証明書を添付するように説明する労力や、書類の保管スペースを削減することで行政の効率化を図ることができる。

根拠法令等

農地法第 51 条の2第2項
農地法施行規則第 68 条第3項第1号
農地法第3条の3の規定に基づく届出の事務処理の適正化について(令和7年3月4日付け事務連絡)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

ひたちなか市、川崎市、福井市、小牧市

○農業委員会が整備する農地台帳にて把握可能であるため、土地の登記事項証明書が無くても事務処理に支障は生じない。

各府省庁からの第１次回答

農地の賃貸借契約を解約する旨の合意について、その解約による農地の引渡しの期限前六か月以内に成立した旨が書面で明らかである場合には、当該賃貸借の当事者は、農地法第 18 条第 1 項の規定に基づく都道府県知事の許可は不要であるが、同条第 6 項及び農地法施行規則第 68 条第 3 項第 1 号の規定に基づき、登記事項証明書を添付の上、農業委員会にその旨を通知することとされている。当該通知を受理した農業委員会は、貸借関係の解消後の権利関係を正確に把握し、もって農地の適正利用を図る必要があることから、当該農地の所在や所有権等の内容を証明する登記事項証明書の添付を求めているもの。

なお、農業委員会は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第 11 条の規定に基づき、法務省及びデジタル庁で展開している登記情報連携システムを活用することによって、登記事項証明書の情報を入手することが可能となっているため、農地法施行規則第 68 条第 3 項第 1 号の規定にかかわらず登記事項証明書を添付することを要しないこととし、関係者の利便性の向上と行政運営の簡素化及び効率化を図っているところ。

各府省庁からの第１次回答を踏まえた提案団体からの見解

登記情報連携システムを活用することにより登記事項証明書の添付が不要となることを御回答いただいたところ、当市では、登記情報連携サービスを活用した場合の取り扱いについては県から通知があったものの、御回答の内容については認識できていなかったため、改めて十分な周知を実施していただきたい。

各府省庁からの第１次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

—

各府省庁からの第２次回答

農業委員会は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第 11 条の規定に基づき、法務省及びデジタル庁で展開している登記情報連携システムを活用することによって、登記事項証明書の情報を入手することが可能となっているため、農地法施行規則第 68 条第 3 項第 1 号の規定にかかわらず登記事項証明書を添付することを要しないことについて、令和 8 年度中に農地法関係事務処理要領（平成 21 年 12 月 11 日付け 21 経営第 4608 号・21 農振第 1599 号経営局長・農村振興局長連名通知）を改正し、このことを明記することにより、十分な周知を行うこととしたい。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

管理番号	177	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	01_土地利用(農地除く)		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	○

提案事項(事項名)

森林法に基づく森林の土地の所有者届出の廃止等

提案団体

豊田市

制度の所管・関係府省庁

農林水産省

求める措置の具体的内容

相続により森林の土地の所有者となった者は、90 日以内に市町村にその旨届け出ることになっているが、他法令に合わせ届出期間を「10 か月以内」に緩和する。
さらに、10 か月以内に相続登記を完了した所有者に対し、届出を不要とする条件を拡充する。
※今回の提案は相続により森林のと土地の所有者となった者のみに対するものであり、「売買・贈与」等、相続以外の方法により所有者になった者は提案の対象外である。

具体的な支障事例

【現行制度について】
森林法においては、都道府県が定める地域森林計画の対象となっている民有林について、新たに森林の土地の所有者になった者は 90 日以内に市町村長にその旨を届け出なければならない。
本制度は平成 23 年4月に改正(平成 24 年4月施行)されたもので、その目的は、行政が森林所有者を把握し、行政指導等や森林の集約の効率化のためのものであると承知しており、令和4年度地方分権改革に関する提案募集(R4-126)における林野庁からの回答により、市町村が森林法に基づく行政指導等を適確に行うためには 90 日以内に森林の土地の所有者の実態を把握する必要があると承知している。

【支障事例】
所有者となった日から 90 日以内の届出と規定されているが、森林を相続した者は森林の他農地等も相続している場合が多い。農地も所有者となった旨の市町村農業委員会への届出が農地法にて義務付けられているが、届出期限は「おおむね 10 か月以内」であり、同じ相続土地の市町村への届出手続であるが、届出期限が異なっており、所有者の混乱・負担の増加を招いている。
森林においては農地よりも転用等される頻度が少なく、農地よりも厳しく所有者を把握する必要性が少なく感じている。また、相続税の税務署への申告期限も 10 か月以内となっており、この期限を1つの目安として相続人で協議・手続がなされているなか当該所有者届のみ時期が早く、所有者(相続人)の負担となっている。
令和6年相続登記義務化により、適正に相続登記を完了する所有者が増えている情勢変化がある。登記したうえで更に市町村への届出を行うことは所有者にとって二重の負担である。
当市における年間の届出件数は約 200 件であり、そのうち約9割は相続によるものである。受付方法の内部改善により、事務時間の削減は図っているが、届出対象となっている地域森林計画対象民有林について、一般市民への浸透は浅く、受付・收受事務のみならず、地域森林計画対象民有林についての説明・照会対応、記載方法指導等の窓口・電話対応も頻回に発生していることが現状である。

【制度改正の必要性】

森林の土地の所有者の登記情報は、すでに森林法第 191 条の2第2項の規定及び、「登記情報等の電子データによる提供について(平成 23 年9月1日付け林野庁計画課長通知)」により、登記所から提供を受けることが可能である。また、林野庁作成の市町村事務処理マニュアル(令和8年3月改正版)Q&A問2においては、改正不動産登記法による相続登記の申請義務化(令和6年4月施行)後においても、「登記を行った場合に森林の土地の所有者届出を不要とする措置は定められていない」とされている。

しかしながら、相続登記が義務化された現在においては、これまで以上に登記情報による所有者の把握が可能となる見込みである。当市をはじめ多くの自治体では、登記情報が森林部署に共有する仕組みが作られており、そのような現状で、別途、本制度の所有者届出を求めることは、実質的に同一内容の手続を重ねて行う二重事務となっている。したがって、届出義務を存置することは、新たに所有者となった国民の手続負担を増大させるとともに、それを受理・確認する市町村側にとっても過度な事務負担となっているため、制度の見直しが必要であると考えらる。

また、本届出の目的として、市町村事務処理マニュアル Q&A__1に「伐採及び伐採後の造林の計画の届出をしないで伐採が行われた場合の造林命令、保安林における監督処分などの諸制度を円滑に実施するうえで、森林所有者を把握することが重要」とあるが、現実問題、森林法違反案件がある場合は現場の事業者や地元住民への聞き取り調査により行為者・所有者に接触するプロセスが多く、所有者届を根拠にする機会は少ない。また、所有者届が届け出られていない時期に森林の土地の所有者の探索が必要な事案が発生した場合、相続による所有権移転の場合は戸籍等で相続人を探索できるため、必ずしも所有者届のみを根拠にする必要性が少ない。

【支障の解決策】

1. 他法令に合わせ、相続により森林の土地の所有者となった者の届出期間を「10 か月以内」に緩和する。
2. 上記1のうえで 10 か月以内に相続登記を完了した所有者に対し、届出を不要とする条件を拡充する。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

被相続人の死亡後様々な事柄を行う必要がある相続人にとって、農地等他の財産の手続や相続税の申告の時期よりも早い時期に森林の所有者届が必要であることが負担となっている。

登記をした上で、別途本届出も必要であることについて、相続人から理解が得られない。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

相続人に時間的猶予ができ、被相続人の死亡後多忙な時期に、他の財産とともに熟慮した遺産分割協議や手続きの対応が可能になる。

相続人の行政書士や司法書士等士業事務所との連絡調整の手間や金銭的負担を軽減することができる。

行政側については、当市の場合は 200 件/年間の届出のうち、約9割が相続によるものであるため、解決策1・2が実現された場合、届出事務のうち約9割の事務が削減される。

根拠法令等

森林法第 10 条の7の2第1項

森林法施行規則第7条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、いわき市、ひたちなか市、高崎市、さいたま市、川崎市、福井市、上田市、島田市、山口県、熊本市

○所有者となった日から 90 日以内の届出規定が他法令における届出期限「10 か月以内」と差異があることと、税務部局で把握している登記情報を林務部局においても確認することは可能であることから、森林の土地の所有者届出を登記と重複して行うことについては、所有者に対する負担増となっている。

○当市では提案団体ほど届出件数は多くないが、相続の手続で時間がかかり届出が遅くなってしまい、顛末書も合わせて提出してもらうことがある。被相続人の死亡多忙な時期に、相続人に時間的猶予ができ、他の財産とともに熟慮した遺産分割協議や手続きの対応を可能とするため、提案団体の意見に賛同したい。

各府省庁からの第 1 次回答

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 10 条の 7 の 2 に基づく森林の土地の所有者となった旨の届出(以下「本届出」という。)については、相続に限らず、売買等を含め森林の土地の所有権の移転全般を対象としており、同法に基づく諸制度を円滑に実施するため、市町村が森林の土地の所有者の実態を迅速に把握し、指導・助言等を行うことができるよう設けられているものである。このため、相続のみを対象として相続登記の完了をもって本届出がなされたとみなすことは、制度の対象や趣旨の関係で整合的ではなく、適当ではない。

また、本届出においては、近年の外国人等による土地取得への関心の高まりを踏まえ、森林における所有実態の把握の実効性を高める観点から、令和 8 年 4 月から届出書の様式を見直し、届出人の国籍、森林の土地の用途等の記載を求めることとしたところである。しかしながら、登記所から市町村長へ送付される登記済み通知においては、現時点ではこれらの情報は含まれておらず、現在の所有者が外国人である可能性が否定されない中で、相続登記や登記済み通知の情報のみでは、実効的な指導・助言等の実施に必要な情報を十分に把握することは困難である。このため、登記情報をもって本届出を代替することは適当ではなく、実効的な制度運用の観点からも慎重な対応が必要である。

さらに、御提案のように、相続登記の完了をもって本届出がなされたとみなす規定を設けた場合、森林の土地の所有者の実態把握が遅れ、森林の適正な管理や諸制度の運営に支障が生じるおそれがあることから、対応は困難である。

加えて、市町村職員にとっては、本届出の期限内に登記が行われているかどうか、常時、地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 382 条に基づく登記所から市町村長への通知(登記済み通知)を確認する必要があるおそれがある。

また、仮に期限内に相続登記が行われていなかった場合、所有者に対して本届出の督促を行えないまま、ただちに森林法の規定に違反した状態が生じるといった懸念もある。

ただし、本届出の期限は、先述のとおり所有者情報を迅速に把握し、適時に指導・助言等を行うことができるよう 90 日以内(森林法施行規則(昭和 26 年農林省令第 54 号)第 7 条第 1 項)とされているところである一方で、相続については、所有権移転後すぐに土地利用が開始されるケースは比較的少ないことや、遺産分割協議等の手続に一定の期間を要する実態があることから、現行の 90 日以内という期限が実務上負担となっているとの指摘がある。

このため、所有者の負担軽減に資するよう、相続手続の実態や他制度との整合性の観点を踏まえ、御提案のとおり、相続税の申告・納税期限と同様の 10 か月へ緩和することを検討してまいりたい。

各府省庁からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

届出期間の緩和については大変ありがたく、早期の制度改正を実現されたい。

一方、制度の整合性について、売買等の当事者の意思による取引とは異なり、相続は予期せず発生するものであり、遺産分割協議等に長期間を要する。発生原因が明確に異なるため、相続事案に限り登記情報をもって届出とみなすことは合理的な区別であり、制度趣旨を損なわないと考える。「制度の対象や趣旨の関係で整合的ではなく、適当ではない」との御指摘について、相続と売買等とを同一制度としなければならない具体的な理由を改めて御教示願いたい。

また、外国人等による土地取得状況の把握の重要性は十分に理解しているが、当該案件が占める割合は極めて限定的である。貴庁回答では登記情報に国籍が含まれないことを懸念されているが、市町村においては、住民基本台帳法に基づく公用照会等の庁内連携により、本籍地の有無や国籍情報を確認・把握することが法制度上可能である。

例外的な外国籍者の確認のためだけに、一律で相続登記と森林法届出の実質的な二重手続を強いることは、ワンスオンリーの原則及び住民負担の観点から著しく均衡を失するため、登記情報による確認を原則とし、外国籍者である可能性があるなど疑義が生じた場合のみ、市町村が庁内連携や追加の確認を行う運用へと見直すべきである。

そのほか、登記情報の確認についても、市町村は固定資産税の課税実務において、登記所からの登記済通知を日常的に確認し情報を更新しており、林務部門において庁内情報連携を活用すれば、新たな確認の手間は生じない。むしろ、督促や所有者探索事務が削減されるため、市町村の事務負担は大きく軽減される。

各府省庁からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【上田市】

所有者移転の原因が相続である場合は届出を不要とし相続登記の完了をもって届出がなされたとみなし、相続以外の理由による所有権取得について届出を求める制度にしてはどうか。

懸念点として挙げられている、登記済通知に国籍や土地の利用目的等の情報が含まれていない点について

は、相続以外の所有権取得に対して届出を義務付けることで、国籍情報等の必要な実態把握は可能であると考ええる。

また、「相続登記の完了をもって届出があったものとみなす」規定を設けた場合、市町村による森林所有者の実態把握が遅れるとの指摘については、「実態把握が遅れる」とされる状況や影響を整理する必要があると考える。

当市においては、登記簿情報が年1回森林担当部署に共有される仕組みが整備されており、相続による所有者変更については、その頻度で把握できれば実務上大きな支障はないと考えている。一方で、登記情報の共有体制は市町村ごとに異なることから、全国的な実態については別途調査が必要である。

届出制度の目的が、市町村が森林の土地所有者の実態を迅速に把握し、適切な指導・助言等を行うことにあるのであれば、所有者変更の約9割を占める相続案件について届出を不要とすることで、相続以外の取得案件に行政資源を重点的に投入でき、結果として実態把握の効率化につながる可能性があると考ええる。

なお、本見解は、相続による所有者変更において相続人が外国籍である事例が極めて少ないことを前提としている。そのため、相続を原因とする所有権取得のうち、外国籍の相続人が関与する案件の割合については、制度見直しの前提資料として別途調査・検証を行うことが望ましいと考える。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

住民負担及び自治体の事務負担の軽減は必要であり、提案の実現を求めるものであるが、当該届出事務を通して、執務の参考となる情報を得る貴重な機会となっている側面もある、との意見もあることから、検討に当たっては総合的に判断されたい。

なお、各種制度に基づく事務の連携や整合性が図られていないことに起因する業務の煩雑さや、合理化・効率化を阻む障害が生じている場合には、必要であれば法改正等を実施して適切な形に改善すればよく、提案募集はまさにそのためのツールであると認識している。

【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

—

各府省庁からの第2次回答

森林を適切に整備・保全するため、森林法第10条の7の2第1項本文の規定による届出制度（以下「届出」という。）は、森林の土地の所有者の氏名や国籍、土地の面積、利用用途等の情報を適時適切に把握するために設けられているが、不動産登記では利用用途等の情報は把握できないため、引き続き届出による把握が必要となる。

一方で、住民負担及び事務負担の軽減についても重要であると考えており、本届出において、届出期限内に相続登記が行われた場合は、不動産登記情報との重複が生じている事項について、届出の際の記載省略等を検討してまいりたい。また現行制度においても、登記情報連携システム（令和10年度の中頃以降順次不動産ベース・レジストリに移行予定）を活用した登記事項証明書の添付省略が可能であり、この周知に努めたい。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

管理番号	203	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	02_農業・農地		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

農地中間管理事業による農地の権利設定の契約手続の簡素化等

提案団体

福井県

制度の所管・関係府省庁

農林水産省

求める措置の具体的内容

農地中間管理事業による農地の権利設定について、事務負担軽減のため、契約手続の簡素化・DX化支援(電子申請システムの整備や、登記情報との連携による申請内容の自動確認等)を求める。
特に、契約更新に当たり農地所有者の死亡が確認された場合でも、簡略的に契約手続ができるよう制度改正を求める。
具体的には、所有者が覚知できない農地であっても地域計画で耕作者が定められていれば、農地中間管理機構による中間管理権を設定できるようにするなどの手続の簡略化を想定している。

具体的な支障事例

当県では、多くの農地が農地中間管理事業により貸借されており、業務については福井県農地中間管理機構から各市町への委託により執行されている。
農地の貸借において、当県では、10年の権利設定を基本としており、現在、大量の契約更新作業が発生している。(令和6年:1,398件、令和7年:4,928件、令和8年:3,235件を契約更新予定)
それに加えて、令和7年4月に基盤法による利用権設定が廃止され、原則農地中間管理事業に一本化されたことも、契約に係る市町職員の業務負担の増加に影響している。
また、契約更新に当たって、所有者の死亡が確認された場合、制度上は、相続人の過半の同意が得られれば契約可能だが、トラブルを回避する観点から、実務上は相続人全員の意向を確認せざるを得ない状況となっている。その中で、相続人が遠方にいる等により連絡困難な場合もあり、更新手続に時間を要している。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

令和7年12月24日
管内市長が当県副知事に要望活動
※県に対しては、市町が増加する事務に対応できる予算の確保を要望

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

権利設定が速やかに行われることで、所有者にとっては農地管理の負担が軽減され、耕作者にとっては速やかな耕作開始や経営拡大が期待される。
また、市町にとっては、人手が限られる中で、職員の事務負担を軽減することができる。

根拠法令等

農地法
農業経営基盤強化促進法
農地中間管理事業の推進に関する法律
農業委員会等に関する法律

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北上市、高崎市、川崎市、豊橋市、兵庫県、宍粟市、三原市

○令和7年4月1日以降、農地の貸借が農地中間管理事業に原則一本化された。当該事業の取扱い量の増加に準じて、農地中間管理機構、市町村、県の負担も増加傾向にあることから、さらなる事務の簡素化をお願いしたい。

（機構転貸面積の推移令和5年(1,415ha)→令和6年(1,656ha)→令和7年(3,671ha(見込))）

○令和7年4月に基盤法による利用権設定が廃止され、原則農地中間管理事業に一本化されたことにより、農地中間管理事業による農地の権利設定が大幅に増加しており、契約手続の簡素化が必要。

○当市でも、県の農地中間管理機構からの業務委託による農地の利用権設定業務を行っており、所有者が死亡していた場合、相続関係者の確認や促進計画への相続人の過半の同意を得る手続きに時間を要し、業務遂行の支障となり、業務処理の停滞につながっている。

各府省庁からの第1次回答

農地バンクによる農用地利用集積等促進計画（促進計画）の作成については、これまでも事務負担の軽減に取り組んでおり、令和8年4月からは、促進計画の作成に当たって、農業委員会が要件を満たすと認めた場合等には原則添付書類を不要としたところ。

また、数人の共有に係る農地を農地バンクに貸し付ける場合には、二分の一を超える共有持分を有する者の同意により40年を超えない賃借権の設定等を行うことが法律上可能となっている。

なお、地域計画に受け手が位置付けられていることをもって農地バンクによる農地中間管理権を設定することについては、所有者の財産権の保護の観点から困難であるが、農地について所有者（共有者）が確知できない場合には、農業委員会による探索・公示の手続を経て農地バンクへ利用権設定できる仕組みを法律上措置しているところ。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

既に当県でも促進計画の作成に当たって、添付書類を原則不要としている。しかし、紙で提出された申請資料について、登記情報と突合しながら内容を確認しデータ化する作業や、文書の発送作業が市町職員の負担となっており、手続に時間がかかる原因となっている。

そのため、電子申請環境を整え、本人確認やデータ入力 of 自動化、文書発送の省略によって、職員の負担軽減や手続の迅速化を図る必要があると考える。しかし、各都道府県の中間管理機構が単独でシステムを導入することは導入・維持経費の負担が大きく、また、県外在住の農地所有者の申請手続に円滑に対応するためにも、eMAFF の活用など全国的に共通した電子申請環境の整備を求めるものである。

所有者不明農地制度を活用した場合については、農業委員会による探索に加え、2か月間の公示期間も必要であり、探索開始から知事による裁定まで、当県の場合では最短でも半年（平均12か月）を要している状況であるため、裁定までの期間が短縮できるような支援をお願いしたい。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

現行制度で対応可能である旨について、十分な周知を行うべきである。

【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

—

各府省庁からの第2次回答

都道府県農地バンクにおいては、それぞれの運用方法や地域の実情にあわせた独自のシステムを構築しているところ。全国画一的なシステムの構築については、独自システムでカスタマイズを行っていることから現実的ではないという声もあり、また、多くの農地バンクでは市町村等とシステムを共有しており、新たなシステムの導入はかえって現場の負担が増すこと等が懸念される。

農林水産省としては、都道府県農地バンクによる個別のシステムの導入（更新・機能強化等）に係る経費を補助するとともに、補助残についても地方交付税措置の対象としているところであり、活用いただきたい。

所有者不明農地制度に係る期間短縮の支援に関しては、「所有者不明農地対策事業」において、都道府県農業会議が農業委員会に対して制度活用等に係る事務の伴走支援を行っているところであり、当該事業の積極的な活用を進めたい。また、現場において制度を円滑に活用できるよう、実務上の留意点や手続きの流れを整理したマニュアルの作成・充実を行うこととしたい。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

管理番号	204	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	12_その他		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	○

提案事項(事項名)

仮換地指定済みの土地の登記地目「農地」を「宅地」等に変更する際の判断基準の柔軟化

提案団体

海南市

制度の所管・関係府省庁

法務省、農林水産省

求める措置の具体的内容

土地区画整理事業の性格上、仮換地の指定から換地処分に至るまで相当の期間を要することから、事業実施段階において既に使用収益を開始した仮換地指定済の土地の登記地目「農地」を「宅地」等に変更するにあたり、従前地の現況に基づき判断するのではなく、仮換地先の現況等で判断をいただくなど、運用面での柔軟な対応をお願いしたい。

具体的な支障事例

不動産登記における農地から宅地への地目変更については、従前地の現況に基づき可否が判断されるため、土地区画整理事業地内においては、事業の進捗等により、従前地が既に道路や公園などの公共施設として整備されている場合など、換地処分まで変更が認められないケースがある。
登記地目が農地のままであったとしても、農地転用許可を得さえすれば、利活用するうえで実質的な制限はないとの認識ではある。しかし、不動産市場においては、実態は宅地でも、農地としての登記地目で取引されることから、既に宅地化された土地であるにもかかわらず、所有権移転の度に転用許可が必要となる手続きの煩わしさや、「宅地としての利活用が本当に担保されるのか」といった不安要素もあり、本来の宅地としての評価が得られにくいため、市場では流通しづらく、ひいては事業地内の土地利用が低迷するなど、「健全な市街地の造成」といった土地区画整理事業本来の目的を達成するうえで大きな足枷となっている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

不動産取引業者や宅地建物取引業協会の幹部役員からも、本来、宅地であるなら不要とされる農地転用許可が必要となることで、取引において月単位で遅れが生じることに加え、許可申請に係る費用も負担しなくてはならないなど、地権者には多大な不利益が生じており、現に、取引の低迷を招いているとの指摘がある。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

当市の場合として、まちの玄関口となる拠点駅前的好立地にも関わらず遊休地となっていた不動産が流通に乗ることで、まちなか居住の促進に加え、商業など都市機能の充実より、良好かつ快適な住環境が確保される。

根拠法令等

不動産登記法

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、稲沢市、熊本市

—

各府省庁からの第１次回答

土地区画整理法上、換地計画において定められた換地は、換地処分公告があった日の翌日から従前の宅地（以下「従前の土地」という。）とみなされ（同法第 104 条第 1 項）、従前の土地の上に存する所有権その他の権利関係は変動することなく換地に移行する。仮換地は、従前の土地に権原を有する者が、換地処分公告がされるまでの間、従前の土地に代わって仮に使用又は収益をすることができるものの（同法第 99 条第 1 項）、所有権は従前の土地にあるとされている。

そのため、不動産登記法上、仮換地に関する登記は、換地処分公告がされるまでの間は、所有権の客体である従前の土地を対象として行う必要がある。

したがって、仮換地の指定がされた土地の地目を農地から宅地等に変更する地目の変更の登記についても、その対象は、仮換地ではなく従前の土地であるため、従前の土地の現況によって地目を認定する必要があるため、提案のような対応は困難である。

各府省庁からの第１次回答を踏まえた提案団体からの見解

不動産登記法、土地区画整理法における考え方について、貴省から示された回答のとおりであることは、当方としても、一定、理解はしているものの、現に、このことに伴って様々な弊害が生じていることから、改善を求めているものであり、提案のような運用が不可であるならば、例えば、土地所有者への負担の軽減といった観点から、過去に転用許可を受けた事業地内の農地については、以降の所有権移転登記において、重ねての農地法第 5 条による転用許可を不要とするなど、これに代わるような対応について、省庁横断的に検討されたい。

各府省庁からの第１次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

地目は土地の現況を公示する制度であり、特に農地については農地法上の規制との整合性にも配慮する必要があることから、一律に地目変更を認めることには慎重な検討が必要と考えられる。

提案の趣旨を踏まえつつ、土地利用の円滑化と登記制度・農地制度との整合性の双方を確保する観点から検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

—

各府省庁からの第２次回答

第 1 次回答のとおり、換地処分公告がされるまでの間は、不動産の所有権は従前の土地にあるとされている以上、仮換地の指定がされている段階においては、不動産登記は従前の土地を対象とせざるを得ない。

なお、第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解の中で、「過去に転用許可を受けた事業地内の農地については、以降の所有権移転登記において、重ねて農地法 5 条による転用許可を不要とする」とあることについて、不動産登記の手続について申し上げますと、例えば、転用目的で農地を購入する場合において、農地法第 5 条の許可書を取得し、売買契約を締結した上で当該農地を非農地としたが、地目変更の登記及び所有権移転登記をするまでに一定期間を要したときであっても、不動産登記法令上、農地法の許可書については提出期限の定め

はないため、必ずしも、登記申請に際して改めて農地法第5条の許可書を取得し直す必要はないと考えられる。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

管理番号	208	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	01_土地利用(農地除く)		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

設備整備計画に係る各個別法による同意手続の運用統一等

提案団体

福井市、福井県

制度の所管・関係府省庁

農林水産省、国土交通省、環境省

求める措置の具体的内容

設備整備計画における許可等の手続については、各個別法の基準に照らして判断することとなっているが、農村漁村再生可能エネルギー法の趣旨である「各個別法のワンストップ化」による手続の迅速化を進めるため、同法に係る事業に際しては、各個別法に定める手続において、他の法令に係る許可等の手続が申請中であることをもって協議・審査を実施できるよう、関連する個別法の運用を統一化すること。
また、手続の迅速化の観点から、関連する他の法令の申請書類と重複する資料について、添付不要とし、併せて申請状況を添付書類として求めない運用とすること。

具体的な支障事例

設備整備計画においては、事務手続の短縮を目的として、農地転用等に係る手続をワンストップで市町村が受け付け、設備整備計画が基本計画に沿って作成されていることを確認した上で、市町村が各個別法に基づき同意を得る手続を行うこととなっている。
しかしながら、各個別法に基づき手続を実施するに当たり、他の個別法に係る協議について、申請時点で審査ができる法令と、同意を得てからでないと審査に着手できない法令があり、並行して審査を進めることが難しく、差戻し・審査停滞・事務負担の増大を招く状況が生じている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

認定審査の停滞要因となっていた「最終許可が揃うまで保留する」運用を一律に解消でき、他法令の審査が並行して進むため申請者・自治体双方の事務負担が軽減され、行政コストの削減と審査の迅速化につながる。

根拠法令等

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律、農地法、森林法、酪肉振興法、漁港漁場整備法、海岸法、自然公園法、温泉法

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

—

—

各府省庁からの第1次回答

本制度の趣旨は窓口の一本化であって、個別法に係る同意事務の統一や簡略化を図るものではない。同意の内容は、各個別法により異なるため、同意事務の統一は困難である。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

関係府省庁の回答は、本提案を「同意事務の統一・簡略化を求めるもの」と捉えているが、提案の趣旨は各個別法の判断基準・同意内容の統一ではなく、「他法令の許可等が申請中の段階でも協議・審査に着手できる」旨を明文化した運用指針に統一を求めるものである。

現行制度上、一方の書類が申請中であれば他方の認定申請が可能とされているにもかかわらず、実務では「許可が全て揃うまで審査しない」や「審査中案件は差戻し」といった対応のばらつきが生じており、ワンストップ化による迅速化が実現されていない。これは制度に問題ではなく、運用指針の不明確さに起因する。

このため、以下の点について改めて整理の上見解を伺う。

(1) 各個別法の運用通知・手引に、他法令の手続が申請中であっても協議・審査に着手できる旨を明記すること。

(2) 関係府省庁間で「相互みなし」の取扱いを共通事項として発出し自治体に周知すること。

(3) 他法令申請書類と重複する資料の添付省略及び申請状況の添付書類の確認不要化により審査を続行できるようにすること。

これらは、各個別法の権限や判断基準を変更することなく、他法令で申請中であることをもって審査着手を可能にする旨を通知や手引で明文化し、関係機関間で共有することで十分可能な運用改善であると考えている。また、重複資料の省略や申請状況の添付不要といった取扱いも、事務効率化の観点から運用改善として対応できる。

本提案は制度改正を伴わず運用の明確化により直ちに実現可能な運用改善であり、ワンストップ化の実効性確保のためにも早急に対応を求める。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

農山漁村再生可能エネルギー法に基づく設備整備計画について、同法が想定する個別法手続のワンストップ化を実効的に機能させる観点から、各個別法の協議・審査の並行実施や重複資料の簡素化等を図ることは、認定手続の迅速化及び申請者・自治体双方の事務負担軽減に資するため、特に積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

—

各府省庁からの第2次回答

現行制度においても、同時並行的な協議・審査は可能である。その上で、「許可（同意）が全て揃うまで審査しない」や「審査中案件は差戻し」との許可権者の判断に対し、統一的な運用指針の明文化は困難である。

現行制度で問題なく運用している自治体もあることから、これらの事例の運用や、問題のある自治体の状況を聴取し、改善点を共有することとしたい。

なお、海岸法、温泉法、自然公園法のうち国定公園の許可等は自治事務であり、その協議・審査の並行実施や

重複資料の簡素化等は、自治事務の裁量の範疇と考えられる。このことから、地域の実情に応じて、適宜地方公共団体にて運用されたい。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

管理番号	209	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	01_土地利用(農地除く)		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	○

提案事項(事項名)

再生可能エネルギー施設設置時の同意取得及び記載内容の統一

提案団体

福井市、秋田県、福井県

制度の所管・関係府省庁

農林水産省、経済産業省、環境省

求める措置の具体的内容

事業区域図(概略)、計画の基本方針、土地利用の想定行為(伐採・造成など)など「後の許認可に共通する最低限の情報」を添付することで、統一様式を用いた早期段階での地権者同意の取得を可能とする。
併せて、同意の対象範囲(原状回復・現状有姿など)や、事業内容の要点を明確かつ統一的に説明する標準化された記載項目を同意書に盛り込むことで、地権者への情報提供の質を担保する。

具体的な支障事例

再生可能エネルギー施設を設置する際には、環境影響評価法の手続に加え、設備整備計画、保安林解除、林地開発許可など、各法令に基づく複数の手続が必要となる。しかし、同一地権者から各手続において個別の同意書等を取得する必要があるため、手続の受付タイミングが異なることから、必要書類が揃いにくい状況が生じている。その結果、関係機関との確認・依頼をその都度行う必要があり、事業者・行政双方にとって非効率となっている。
さらに、同意書の様式が手続で異なり、「原状回復」なのか「現状有姿」なのかといった重要事項の説明が十分になされないまま同意が取得されるケースがある。そのため、事後の地権者とのトラブルにつながり、自治体への相談件数も増加しており、行政の通常業務にも支障が生じている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

同一地権者に対しては、複数回の同意取得が不要となるだけでなく、認識相違が防止できることで、後のトラブル発生リスクが低減する。また、準備書類が整理され、事業者の計画立案やスケジュール確定が容易となり、プロジェクト全体の見通しが向上する。
行政側としては統一様式により初期段階で必要情報が揃うため、関係機関が早期に必要な情報を入手でき、事業者による同意内容書の説明不足に起因する苦情・相談件数が減少し、自治体の窓口対応負担が軽減され、総合的な行政コストの削減につながる。

根拠法令等

森林法、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律、環境影響評価法

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

—

—

各府省庁からの第１次回答

本制度の趣旨は窓口の一本化であって、個別法に係る同意事務の統一や簡略化を図るものではない。各個別法の同意事務で求める記載（必要とする情報）や同意の内容は、各個別法により異なるため、様式等の統一は困難である。
なお、環境影響評価法においては、同意手続を含めた地権者とのやりとりに関して規定していない。

各府省庁からの第１次回答を踏まえた提案団体からの見解

本提案は、個別法に基づく同意事務の統一・簡略化を求めるものではない。各手続に共通する基礎的情報を整理した「統一様式（参考様式）」を活用することで、事業初期段階における地権者同意の早期取得と説明内容の標準化を図る。各法令固有の要件や追加的記載を否定するものではなく、後続の個別手続を円滑に接続するための前提的整理である。
現状では、手続ごとに様式・説明内容が異なるため、同一地権者に対して重複した説明・同意取得が繰り返され、不満や不信感からトラブルが生じている。これは行政相談の増加と事業遅延に直結し、制度運用の実効性を損ねている。
再生可能エネルギー施設の設置に際しては、環境影響評価法のほか、設備整備計画、保安林解除、林地開発許可など複数の法令に基づく手続が必要であり、各段階で同一地権者から個別に同意書を取得している。受付時期や様式が異なるため、書類不備による確認・照会が繰り返され、事業者・行政双方に過大な事務負担が生じている。
特に深刻な課題として、事業終了後の「原状回復」か「現状有姿」かといった同意対象範囲が初期段階で十分に説明されないまま手続が進む事例が散見される。これにより、事後トラブルや自治体への相談増加を招いている。
以上を踏まえ、事業区域図、計画の基本方針、土地利用の想定行為（伐採・造成等）、同意対象範囲等の共通的な最低限情報を統一的に提示することは、個別法の運用を阻害しない。
「様式の統一が困難」との一次回答に対し、各法令の様式はそのままに、関係府省庁間で共通整理可能な項目を明確化し、標準的な記載項目を提示するための現実的な対応の検討をお願いしたい。

各府省庁からの第１次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】
各個別法の趣旨や地権者の権利保護を損なわない範囲で、地権者同意に係る記載内容の標準化や統一様式の活用を可能とすることは、手続の重複や確認・調整負担の軽減、地域の事業者への迅速かつ効果的な支援及び地域と調和した再生可能エネルギー施設の整備に資するため、特に積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

—

各府省庁からの第2次回答

農山漁村再エネ法における同意事務で求める記載(必要とする情報)や同意の内容は、個別法により異なるため、様式等の統一は困難である。

現行制度で問題なく運用している自治体もあることから、これらの事例の運用や、問題のある自治体の状況を聴取し、改善点を共有することとしたい。

なお、環境影響評価法においては、地権者等との同意手続の規定はない。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

管理番号	235	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	02_農業・農地		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

土地改良事業関係補助金及び農地防災事業等補助金の変更承認事項の要件緩和

提案団体

島根県、福島県、中国地方知事会

制度の所管・関係府省庁

農林水産省

求める措置の具体的内容

土地改良事業関係補助金及び農地防災事業等補助金の変更承認事項の要件緩和を求める。

具体的な支障事例

【支障事例】
農業農村整備事業に係る補助金事務について、当初の補助申請から、計画変更、中止又は廃止が生じる場合には、国が認める「軽微な変更」の場合を除き、変更補助申請を行い国の承認を得る必要がある。
この変更補助申請について、一定の条件を満たす場合を除き国の承認が必要となるが、林野庁の同種・同等の補助金事務と比較して「軽微な変更」の要件が厳しく事務が煩雑である。(当県の場合、令和6年当初予算分の土地改良事業、農地防災事業については、127件の交付申請に対して、2割強の29件の変更申請を行っている。)
当県は、県土全域が特殊土壌地帯に指定され、災害が発生しやすい地形である。近年、豪雨の頻発化等の影響により工事内容の変更を行う頻度が多いが、この対応に当たって上記の変更補助申請が必要となる。
こうした場合、迅速な対応が必要となるが、補助金の変更申請を行ってから承認に2週間～1か月程度要しており、緊急性があるものについても機動的に対応ができていない状況にあるので、重要変更の要件の見直しにより、事業の円滑な執行を可能にし、事業効果の早期発現を図る必要がある。

【支障の解決策】
補助金交付に係る要件を見直し、以下のものを国の承認が必要な変更(軽微な変更以外)とする。
・各地区の当該年度交付決定額の30%を超える増減
※工事費各費目の経費の増減を重要変更から除外
・事業計画の内容の著しい変更を伴うもの
※「工種別の事業量の増減、工種の新設、廃止」を重要変更から除外し、重要変更は「構造若しくは工法の変更又は施工箇所の変更」のみとする。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

変更申請の件数が減少することで、国、地方公共団体双方で作業負担が軽減される。(要件が改正された場

合、当県における令和6年分の変更申請実績において、国の承認が必要な変更は29件から18件に減少する。）
加えて、緊急性の高い事業について、早期に対応ができるようになり、補助金の事業目的を速やかに達成することが可能になる。

根拠法令等

農林畜水産業関係補助金等交付規則、土地改良事業関係補助金交付要綱、農地防災事業等補助金交付要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、青森県、宮城県、魚津市、奈良県、鳥取県、山口県、高松市、東温市

○融雪後の再調査の結果、農業水利施設の劣化進行により緊急的に別工種の整備が必要となったが、補助申請の重要な変更要件である「工種の新設」に該当したことで、事務手続に時間を要し、適期施工の支障となった。

○「軽微な変更」の要件が厳しいことに加え、同種・同内容の補助金であっても要件に違いがある場合があり、このことも事務の複雑化に繋がり担当者の負担となっている。

他方、国土交通省所管の補助金では、一部を除き軽微な変更が国土交通省所管補助金等交付規則において『費目間の経費の流用で、流用先の経費の三割（当該流用先の経費の三割に相当する金額が三百万円以下であるときは三百万円）以内の変更』と定義されている。

農林水産省所管の補助金と比較して要件が柔軟なことに加え、内容が統一された効率的な運用により担当者の負担軽減や要件適用誤りのリスク低減が図られており、交付規則において同様に規定されたい。

各府省庁からの第1次回答

「土地改良事業関係補助金交付要綱」（昭31農林省）及び「農地防災事業等補助金交付要綱」（昭31農林省）に定める農林水産大臣の承認を要しない軽微な変更については、地方公共団体等の事業の迅速な実施及び交付事務の負担軽減が図られるよう、一定程度の緩和を行う方向で検討してまいりたい。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

近年、豪雨などの自然災害が頻発・激甚化しており、その影響で追加工事が必要となるケースが増加している。特に災害発生時には迅速な対応が求められるが、現行制度では軽微な変更の要件が厳しいため変更承認が必要となり、その手続きに時間を要していることが事業執行の支障となっている。これにより、地方公共団体および国双方の事務負担が増大し、円滑な事業執行を妨げている状況である。

このため、地方公共団体等による事業の迅速な実施と交付事務の負担軽減を図る観点から、補助金の変更承認事項について提案どおり要件緩和の見直しを進めていただきたい。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【鳥取県】
緩和に当たっては、【支障の解決策】を参考に検討いただくとともに適用については速やかに対応いただきたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】
変更承認を要しない「軽微な変更」の範囲を拡大することは、国及び地方公共団体双方の事務負担軽減、農業農村整備事業の円滑な執行、災害対応等への機動的対応に資するため、補助金の適正な執行管理を確保しつつ、変更承認事項の要件緩和について、特に積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

—

各府省庁からの第2次回答

農林水産大臣の承認を要しない軽微な変更については、提案団体等からのご意見を踏まえ、地方公共団体等の事業の迅速な実施及び交付事務の負担軽減が図られる観点から緩和を行う方向で検討し、令和8年度中に結論を得て、必要な措置を講ずる。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

管理番号	263	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	02_農業・農地		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

農地法第 52 条に基づく農地の権利移動・借賃等調査のデータ受け渡し方法の改善

提案団体

埼玉県、福島県、さいたま市、熊谷市、深谷市、蕨市、久喜市、全国知事会

制度の所管・関係府省庁

農林水産省

求める措置の具体的内容

(1)農地法第 52 条に基づき、農業委員会が実施している農地の権利移動・借賃等調査について、csv ファイルでの受け渡しを廃止し、農地権利移動・借賃等調査システム(以下「システム」という。)内でデータの提出・修正まで全ての手続を一貫して行えるようにシステムを整備すること。
(2)都道府県による市町村の回答の取りまとめ及び市町村の回答のエラーチェック事務を廃止し、国から、都道府県及び市町村へ調査依頼を行うよう運用を変更すること。

具体的な支障事例

現在、農業委員会が実施している農地の権利移動・借賃等調査については、国が整備したシステムを活用し、市町村にてシステムへデータを入力後、CSV ファイルに出力した上で都道府県へメールで CSV ファイルの提出を行っている。都道府県では、市町村から提出された CSV ファイルをシステムへ取り込み、データの修正がないか確認をした上で、とりまとめデータを作成し、再度 CSV ファイルへ出力し直し、国へメールでデータを提出している。また、データに入力誤りがある場合、市町村にデータの修正を依頼し、修正データが CSV ファイルで提出されたら、再度、全データをシステムに取り込んだ上で CSV ファイルを出力する必要があることから、非効率となっている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

提案の実現により、デジタル化の推進及び行政の負担軽減につながる。

根拠法令等

農地の権利移動・借賃等調査の手引き(令和6年3月農林水産省経営局農地政策課)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

川崎市、防府市

—

各府省庁からの第 1 次回答

農地法第 52 条に基づく農地の権利移動・借賃等調査については、データの正確性及び調査の安定的な実施の確保が前提となるものの、地方公共団体の事務負担軽減を図る観点から、以下のとおり対応を検討する。

(1) CSV ファイルによる受け渡しの見直しについては、現在、システムのクラウド化を含めた抜本的な見直しを検討している。将来的にはシステム上でのデータ提出・修正の一貫処理が可能となることで、都道府県における CSV ファイルの取込・再出力作業が不要となることが見込まれるため、着実に取組を進めてまいりたい。

(2) 都道府県による取りまとめ及びエラーチェック事務の見直しについては、システム上にエラーチェック機能が設けられているものの、エラーが解消されないまま提出される事例が存在するほか、法令の適用に関する誤解などシステムでは検知できない実質的な誤りも多数存在するなど、都道府県による個別の督促対応や技術的助言が調査の完結に不可欠な状況にある。このため、まずは、システム上のエラーチェック機能の強化や事務処理マニュアルの整備等を通じて市町村のデータ入力制度の向上を図り、その実態を踏まえながら、都道府県の関与の在り方について段階的な見直しを検討してまいりたい。

各府省庁からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

当該調査が効率的に進められるよう、システム改善・導入の確実な早期実現について、積極的かつ具体的な検討をお願いしたい。

各府省庁からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

人口減少下における資源制約の深刻化やデジタル技術の進展等を踏まえ、国・地方を通じた行政サービスの提供体制全体を効率化し、地方公共団体が地域の実情に応じて自主性を発揮すべき事務に注力できるよう、事務負担の軽減に資する事務処理方法の見直しについて、確実な実現を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

—

各府省庁からの第 2 次回答

農地法第 52 条に基づく農地の権利移動・借賃等調査については、地方公共団体の事務負担軽減及び調査事務の効率化の観点から、システムのクラウド化による CSV ファイルの受渡し方法の見直しについて、着実かつ早期の実現に向けて取り組んでまいりたい。

また、都道府県による取りまとめ及びエラーチェック事務については、現時点では調査の正確性確保及びその完結の観点から重要な役割を果たしているが、システム機能の強化及び事務処理マニュアルの整備等を通じて市町村における入力精度の向上を図りつつ、都道府県の関与の在り方について段階的な見直しを検討してまいりたい。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

管理番号	296	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	02_農業・農地		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

都道府県が管理する国有農地等に係る新規農耕貸付の要件の緩和

提案団体

千葉県、埼玉県

制度の所管・関係府省庁

農林水産省

求める措置の具体的内容

法定受託事務として都道府県が管理する国有農地等の新規農耕貸付の要件を緩和すること。
具体的には、「入札にかけられ不調となったこと」及び「旧所有者の同意があること」を要件から除くこと。

具体的な支障事例

【現行制度について】

法定受託事務として都道府県が管理する国有農地等について、新規に農地として貸付けを行うには、その土地が既に入札にかけられ不調となった土地であり、かつ、旧所有者の貸付け同意がある土地である必要がある。

【支障事例・制度改正の必要性】

耕作に意欲のある一般の方からの借受け希望があっても、当該農地が過去に入札にかけられ不調となっているケースは少なく、新たに一連の入札手続きを行うには時間がかかる。また、国有農地等は既に入札してから長期間が経過しているため、旧所有者を把握するためにも多大な時間をかける必要があり、即座に対応することができない。

なお、貸付けには上記のような支障がある一方で、既存の借受者からの解約意向には対応しており、県の管理数量は増加しているため、維持管理費が増大している。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

国有農地等の有効活用による耕作放棄地の減少、新規就農者の増加、都道府県の維持管理費の削減が見込まれる。

根拠法令等

農林水産省通知_農地法関係事務に係る処理基準について_別紙2第62(2)①

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

—

○過去に借受の要望はあったが、入札手続に長期間を要する等の理由により実現しなかった。

各府省庁からの第1次回答

提案のうち「入札にかけられ不調となったこと」の要件については、国有農地は売払いによる処分を進めることが最優先であるが、都道府県が管理する国有農地のうち、管理する期間が長期にわたり、売払いによる処分が困難と認められるものについては、管理情報の公表を要件に省略できることとする方向で検討する。

また、提案のうち「旧所有者の同意があること」の要件については、農耕貸付が買収目的である自作農の創設とは目的が異なる手続となるため、旧所有者等の同意を取得することとしているが、当該貸付けは売払いを行うまでの暫定的な活用を行うものであり、買収目的に反した処分を行うものではないことから、廃止する方向で検討する。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

「入札にかけられ不調となったこと」の要件について、「管理する期間が長期にわたり、売払いによる処分が困難と認められるもの」の判断基準を事務処理基準において明確に示すなど、都道府県が判断に迷わず事務を実施できるようご対応いただきたい。

「旧所有者の同意があること」の要件については、ご回答のとおり廃止する方向ですみやかに検討を進めていただきたい。

遊休状態の国有農地等が有効に活用されるよう今後も諸規程の見直しをお願いしたい。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

都道府県が管理する国有農地等について、耕作意欲のある者へ円滑に貸し付けられるようにすることは、農地の有効活用、耕作放棄地の発生防止、新規就農者等の受入れ及び都道府県の維持管理負担の軽減に資する。貸付けの公平性・適正性を確保しつつ、新規農耕貸付に係る要件緩和について、特に積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

都道府県の事務負担を軽減するため、「管理する期間が長期にわたり、売払いによる処分が困難と認められるもの」の判断基準や具体例について事務処理基準等の中で明確にお示しいただきたい。

今後の検討のスケジュールをお示しいただきたい。

各府省庁からの第2次回答

「管理する期間が長期にわたり、売払いによる処分が困難と認められるもの」の基準については検討中であるが、例えば、耕作が行われず管理が3年以上継続している農地などが該当することになると考えている。

今後のスケジュールについては、本年中に国有農地の管理情報について取りまとめ、年明けに農林水産省のホームページで公表できるよう準備を進めていくことを考えている。その上で、令和9年4月以降、新たなルールで貸付けが行えるよう、令和8年度内に農地法関係事務に係る処理基準等を改正することを予定している。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

管理番号	297	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	02_農業・農地		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

土地改良区役員の就退任等に係る公告の廃止

提案団体

千葉県、福島県

制度の所管・関係府省庁

農林水産省

求める措置の具体的内容

土地改良区役員の就退任等に係る公告を廃止すること。
公告を廃止できない場合は、公告すべき事項から個人の住所情報を除くこと。

具体的な支障事例

【現行制度について】
土地改良法第18条第18項から第20項の規定により、土地改良区は役員が就退任等したときは、その「氏名及び住所」を都道府県知事に届け出なければならないとされている。
【支障事例・制度改革の必要性】
「氏名及び住所」という個人情報を、公告により広く知らしめる行為は、個人情報の保護の観点から問題があると考えられる。
また、特殊詐欺や闇バイトと称される凶悪事件が頻発する昨今の社会情勢を踏まえると、犯罪を誘発することも懸念される。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改革による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

土地改良区役員の個人情報が保護される結果、役員本人やその家族の生命、身体及び財産が危険にさらされることが解消される。
また、公告に係る県職員の事務負担が削減される。

根拠法令等

土地改良法第18条第18項から第20項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

岩手県、宮城県

—

各府省庁からの第1次回答

提案内容を踏まえ、個人情報保護の観点と土地改良法第18条の制度趣旨を考慮した上で、提案の実現に向けて、法改正を検討する。（地方分権一括法または次期土地改良法改正に合わせた改正を想定。）

各府省庁からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

個人情報保護に加え、特殊詐欺や闇バイト等の犯罪防止の観点から、公告の廃止又は公告すべき事項のうち個人の住所を除くことについて積極的に検討し、具体的な改正の方向性を示すとともに、可能な限り早期の実現を求める。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】
提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

耕地整理事業という共通の事業制度から創設された事業制度である土地区画整理事業についても、既に理事の住所公告の見直しが行われていることから、土地改良事業の施行者である土地改良区についても同様の検討をしていただきたい。

各府省庁からの第2次回答

土地改良区における役員の住所の公告（土地改良法第18条第19項。同法第68条第4項で準用する場合（清算人の住所の公告）を含む。）について、類似の制度である土地区画整理組合における理事の住所公告（令和7年地方分権改革に関する提案）と同様の見直しを行う方向で検討を進めてまいりたい。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

管理番号	347	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	02_農業・農地		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

地域計画の更新手続において必要な協議結果の公表の省略等

提案団体

都城市

制度の所管・関係府省庁

農林水産省

求める措置の具体的内容

地域計画の更新手続において求められている「協議の場の結果の公表」について、協議の中で変更案を作成しているため、その内容が関係者に十分周知されていることに鑑み、協議結果の公表を省略又は簡素化できるよう制度の見直しを求める。

具体的な支障事例

地域計画の変更手続について、協議の場の開催後に「協議の結果の公表」を行うこととされているが、当市では実務上、同一地区で複数回の協議の場を設ける形にしており、その中で変更案の作成や説明を行うこととしているため、協議の場自体が変更案の周知・説明の機能を果たしている。
その上で、協議を重ねた後に正式な変更公告手続へと進むに当たり、「協議結果の公表」を独立した手続として実施することは非効率であり、事務が煩雑になっている。
当市内には32地区の地域計画があるため、今後、毎年度全地区で更新作業を行うことを踏まえると、協議を行うたびに、公表手続を行うことは、事務的な負担が大きい。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

事務が煩雑になることで事務処理に要する期間が長くなり、結果として変更案公告までの期間が長期化することにより、地域計画に関連する許認可等や補助事業採択等の計画に支障が出る可能性がある。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

協議結果の公表と変更案の公告を一体的に実施できるよう制度が見直されれば、更新手続に要する期間の短縮が可能となり、地域計画の機動的な見直しが実現する。
また、行政の事務負担が軽減され、農地利用の調整や合意形成、計画の実行支援に人的資源を重点配置できるようになる。

根拠法令等

農業経営基盤強化促進法、農業経営基盤強化促進法基本要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

ひたちなか市、高崎市、川崎市、島田市、豊橋市、栄栗市、東温市

○当市においても協議結果の公表と変更案の公告を一体的に行うことができれば、事務負担の軽減が図れる。そのため、提案団体の意見に賛同したい。

各府省庁からの第１次回答

地域計画は、協議の場での議論を踏まえ、公告・縦覧を経て作成・変更される必要があるところ、地域の関係者が、公告された地域計画案に意見を述べるためには、単に当該計画案を確認するだけでなく、それに至った協議の結果も確認する必要があるため、協議の結果の公表と地域計画案の公告を行うこととされている。

なお、協議を複数回開催する場合には、開催するたびに結果を公表することが望ましいが、手続の簡素化等のため、必要に応じて、複数の協議の結果を取りまとめて公表することや、協議の結果の公表と地域計画案の公告を同日に行うことも可能としており、これらの手続を明確化するため、「地域計画策定マニュアル」及び「地域計画変更マニュアル」の更新を検討する。

各府省庁からの第１次回答を踏まえた提案団体からの見解

回答では、協議結果の公表と地域計画案の公告を同日に行うことが可能であり、マニュアルの更新を検討するとされているが、当市の提案の本質的な課題解決には不十分である。

当市が求めているのは、協議の場において変更案の作成と説明を一体的に実施している実態を踏まえ、独立した協議結果公表手続きの省略又は簡素化である。現行制度では、協議の場で十分な議論と周知を行った後に、改めて協議結果を公表し、その後に地域計画案を公告するという二段階の手続きが必要とされている。しかし、協議の場自体が実質的に変更案の周知機能を果たしている場合、協議結果の独立した公表は形式的な手続きに過ぎず、事務負担の軽減効果は限定的である。

特に当市のように毎年度相当数の地区で更新作業を行う必要がある自治体にとって、同日実施であっても二つの手続を並行して準備することは相当な負担となる。地域の関係者への情報提供という制度趣旨は理解するが、協議の場での十分な議論により既に情報共有が図られている場合には、協議結果公表を地域計画案公告に統合することで、実質的な透明性を保ちつつ手続の簡素化が可能である。

協議の場での議論が十分に行われた場合の協議結果公表の省略及び支障解消に向けた具体的なスケジュールの明示について、より踏み込んだ検討を求める。

各府省庁からの第１次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

—

各府省庁からの第２次回答

協議の場の結果の公表は、協議に参加した関係者だけでなく、協議に参加できなかった関係者や地域住民等に広く協議内容及びその結果を明らかにし、地域計画の策定又は変更に至る過程の透明性を確保するとともに、地域計画案に対する意見提出の検討に資するためのものであり、重要な意義を有している。

他方で、地域計画に関する各種手続については、制度の趣旨や透明性を確保しつつ、現場の事務負担の軽減にも配慮することが重要と考えている。

このため、地域計画案の公告に際し、協議の結果を取りまとめた年月日や協議の場の結果と同様である旨を付記するなど、簡略化された方法により公表の趣旨を満たすことができる運用について検討を進める。また、その

他の制度運用についても、地域計画内の農地転用や農振除外について、市町村の事務負担の軽減を図る方向で簡素化することを検討している。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

管理番号	349	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	02_農業・農地		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

土地収用法等による公共事業に係る農地の一時転用について届出制とすること

提案団体

都城市

制度の所管・関係府省庁

農林水産省

求める措置の具体的内容

土地収用法等による公共事業に係る農地の一時転用について、農業委員会への手続を簡素化するため、許可制を廃止し、届出制に改める。

具体的な支障事例

公共事業により農地を農地以外の用途に供する際、土地収用法第26条第1項の告示があった事業等については、農地法第4条及び第5条の転用許可が不要とされている。
しかし、許可不要となる転用工事に附帯して、受注業者が同一工事の施工のために農地を現場事務所又は作業用仮設道路等として一時的に使用する場合には、農地法第5条の規定による一時転用許可申請が別途必要となる。
これにより、農業委員会の総会スケジュール(通常月1回開催)に申請を合わせる必要があり、締切を過ぎた場合には最長1か月以上の遅延が生じている。
また、許可が下りるまでの間、工事着手ができず、工期の遅延・コスト増加につながっている。
加えて、公共事業本体は許可不要でありながら、附帯する一時的・軽微な利用についてのみ厳格な許可手続が求められており、制度上の整合性に欠ける。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

届出制への移行により、許可申請に必要な書類作成・農業委員会との調整等の事業者の事務負担が大幅に軽減される上、農業委員会の総会議案への上程・審議・許可事務が不要となり、行政コストが削減される。
また、届出制とすることで随時受付が可能となり、総会開催スケジュールに縛られず、工事着手時期の柔軟な対応が可能となることで、手続の迅速化が図られる。
さらに、手続の簡素化により、農地を一時的に提供する農業者の心理的・事務的負担が軽減され、公共事業への協力が得られやすくなる。
これらの効果が相まって、公共事業全体の工期短縮・コスト縮減に資することで、公共工事の円滑な施工に寄与する。

根拠法令等

農地法第5条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

小牧市、寝屋川市、防府市、高松市

—

各府省庁からの第1次回答

国及び地方公共団体による農地転用のうち事業の公共性が高く、かつ、地域振興上又は農業振興上の必要性が高いと認められる一定の施設については、農地転用の許可を不要としているところです。

こうした公共転用については、国や地方公共団体において、事前に農業上の土地利用調整が行われるなど転用許可基準等に即した適正かつ合理的な土地利用がなされることを前提に、許可不要としているものです。

一方、ご提案にある、許可不要となる転用工事に附帯して、受注業者が同一工事の施工のために農地に一時的に設置する現場事務所又は作業用仮設道路等については、あくまでも、受注業者が公共事業を行う上で、受注業者の責任で必要に応じて設置するものであり、公共事業と同様の土地利用調整が行われるものではなく、また、周辺農地への影響の有無や一時転用後の農地への原状回復の確実性などを確認する必要があります。このため、地方公共団体が自ら行う公共事業と同等に農地転用の許可を不要とすることはできません。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

回答は、受注業者による一時転用と公共事業本体を区別し、前者については土地利用調整が行われないことや周辺農地への影響確認の必要性を理由に許可制の維持を主張している。しかし、この回答には以下の問題がある。

第一に、受注業者による一時転用は公共事業の施工に不可欠な附帯工事であり、公共事業本体と一体的に計画・実施されるものである。公共事業の発注者である地方公共団体は、工事全体の適正な実施について責任を負っており、附帯する一時転用についても当然に土地利用調整の対象となる。受注業者の責任で設置するという理由で区別することは実態に即していない。

第二に、現場事務所や仮設道路等の一時転用は、その性質上、周辺農地への恒久的な影響は極めて限定的である。また、工事完了後の原状回復は契約上の義務として担保されており、確実性に問題はない。

第三に、土地収用法第26条第1項の告示がなされた事業については、その公共性の高さから転用許可が不要とされている。この公共性は事業全体に及ぶものであり、附帯する一時転用のみを別扱いすることは制度の整合性を欠く。

以上の理由から、土地収用法等による公共事業に係る農地の一時転用については、事業の公共性と一体性を踏まえ、届出制への移行が適切である。農林水産省には制度改正に向けた具体的な検討を求める。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

土地収用法等による公共事業に附帯する現場事務所、資材置場、作業用仮設道路等の一時的な農地利用について、原状回復、周辺農地への影響防止及び転用期間の限定を確保しつつ、必要最小限の一時利用に限り届出制へ見直すことは、公共工事の円滑な実施、工期遅延の防止及び関係者の事務負担軽減に資するため、特に積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

各府省庁からの第2次回答

公共事業の施行に当たり、受注業者が行う現場事務所、資材置場、作業用仮設道路等の附帯工事については、一般的に、受注者の責任・裁量で行われるものと認識しており、国や地方公共団体が行う公共事業本体に含まれず、国や地方公共団体による規律が及ばないという意味で、区別しないことはかえって不適当と考えます。なお、受注業者による上記のような附帯工事については、公共事業本体と一体的に公共事業として実施することで、転用許可を不要とすることも可能です。

また、附帯工事により設置される現場事務所や仮設道路等の規模、態様や期間等はケースバイケースと認識しており、周辺農地への影響が限定的と断じることが適当ではないと考えます。さらに、一時転用工事完了後の原状回復については、契約上の義務付けをされていたとしても、あくまでも当事者間で変更されうるものであり、原状回復が担保されるものではありません。

加えて、土地収用法第26条第1項の告示がなされた事業については、例外的に優良農地でも転用許可可能となりますが、許可不要とはなりません。

これらのことから、土地収用法等による公共事業に係る受注業者が行う附帯工事について、届出制に移行させることは適当ではありませんが、御提案も踏まえ、公共工事の円滑な実施や関係者の負担軽減を図る観点から、附帯工事の実情等を把握した上で、一時転用許可申請書の添付資料の簡素化等の運用の見直しに向けた検討を行っていく考えです。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

管理番号	354	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	02_農業・農地		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

「女性が変わる未来の農業推進事業」の補助金手続に係る書類提出先の一本化

提案団体

鹿児島県

制度の所管・関係府省庁

農林水産省

求める措置の具体的な内容

農林水産省所管の「女性が変わる未来の農業推進事業」のうち、都道府県実施事業の補助金手続に係る書類提出先の一本化

具体的な支障事例

当県では令和4年度から当該事業の補助金を活用しており、令和4年度の手続は、国が定める事業実施主体との1つの窓口で完結していた。
令和5年度以降は、窓口が国（農政局）と国が定める事業実施主体の2つとなり、国へは事業の計画承認申請等、事業実施主体へは交付金申請等の手続を行う形となり、書類作成や提出、その後の承認までの時間がかかっている。
都道府県への交付決定が遅くなることでその後の事業実施（特に女性農業者グループの活動補助を行う事業）が遅れ、十分な活動期間を確保することが出来ない。
本事業の事業完了日は2月末となっており、概ね1月末までに事業実績書等を準備・提出しなければならず、交付決定が遅れる分事業実施期間が短くなる。
※交付決定日・・・令和4年：6/29、令和5年：9/1、令和6年：8/7、令和7年：7/28

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改革による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

事業実施の迅速化（事業者が事業実施できる期間の拡大）、都道府県事務執行の効率化

根拠法令等

女性が変わる未来の農業推進事業(実施要領・交付要綱)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

岩手県、群馬県、兵庫県、岡山県、宮崎県、九州地方知事会

○事業着手の遅れに伴い、講演依頼ができず、事業の進行に影響が出ている。

各府省庁からの第1次回答

同事業の都道府県事業計画は、令和5年度に、事業実施主体が提出された計画について国に承認の協議を行うという形から、事前に都道府県が農政局から承認を得るという形に変更したが、これは、より地域の実態を把握する農政局により当該計画の適正性を確認することを目的としたものであり、都道府県とのやり取りを通じた内容確認が行われていると承知。このことは、同事業が国が補助を行うにふさわしい計画の元を実施されることを確認するために必要な手続となっているほか、地域の状況をより踏まえた計画承認が可能となると思料。なお、計画承認等に向けた正確性を担保した迅速化への取組については、令和5年度から令和7年度まで徐々に取組が進んできているところ、今年度については、より迅速に進められるよう取り組んでいるところであり、引き続き、事業実施・執行につき御協力をお願いしたい。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本提案の主眼は、事前に都道府県が農政局から承認を得るという形式について見直しを求めるものではなく、あくまで申請書類提出先の一本化を求めるものである。
第1次回答に「より地域の実態を把握する農政局により当該計画の適正性を確認することを目的としたもの」とあるが、書類提出の流れを「都道府県→農政局→事業実施主体」とすることは、その目的に反するものではないと考える。
よって「書類提出先の一本化」について再度検討を求めるべきと思料。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】
「女性が変わる未来の農業推進事業」の地域事業について、提出先の一本化や国と事業実施主体との書類共有・確認体制の整備により、都道府県が同一又は関連する書類を複数の提出先へ提出せずに済む仕組みとすることは、都道府県の事務負担軽減、交付決定の迅速化及び地域取組主体の活動期間の確保に資するため、特に積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

—

各府省庁からの第2次回答

本事業については、都道府県事業計画の適正性を確認するため、地方農政局長が都道府県事業計画の承認を行い、全国事業と都道府県事業の相乗効果を発揮させるため、全国事業の事業実施主体が交付決定しているところ。仮にご提案いただいたように書類提出先を一本化した場合であっても、その後、地方農政局と事業実施主体が分担して内容を確認することには変わりはなく、内容確認等にあたっての問い合わせを窓口を通して行うことになれば、内容確認にあたる都道府県とのやり取りの往復等で、かえって時間を要する恐れがある。
事業計画の承認及び交付決定等の手続を迅速に進め、事業実施期間を十分確保することについては、全農政局（及び事業実施主体）に対して遅滞なく事務処理を行うよう連絡を発出するとともに、要望団体である鹿児島県を管轄する九州農政局に対しては、事務の迅速化を個別に指示したところ。現行の仕組みにおいても5月から6月前半に交付決定が行われた県も複数存在することから、都道府県事業計画の適正性の確認と迅速な交付決定手続を両立することは可能であると考えている。
都道府県の事務負担の軽減については、農政局とも連携して更なる計画承認作業の効率化及び迅速化を進めるとともに、提出様式の簡素化や提出方法の見直し等の検討を進めてまいりたい。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

管理番号	355	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	02_農業・農地		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

「普及事業の活動体制及び事業費に関する調査」及び「普及事業の組織及び運営に関する調査」の統合

提案団体

鹿児島県、福島県

制度の所管・関係府省庁

農林水産省

求める措置の具体的内容

・「普及事業の活動体制及び事業費に関する調査」及び「普及事業の組織及び運営に関する調査」の統合
・「普及事業の活動体制及び事業費に関する調査」、「普及事業の組織及び運営に関する調査」及び交付金の実績報告について重複がないよう整理し一括して実施していただきたい。

具体的な支障事例

調査内容が重複する項目がある。
「普及指導員の人員調査」及び、「農業革新支援専門員の人員調査」は年度末時点、年度当初時点と時点の違いはあるが、内容は重複している。
短期間で同様な調査があり、普及指導センター（出先機関）に調査依頼し、取りまとめるのは煩雑である。
また、本調査は、協同農業普及事業交付金の実績報告書とも重複している。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

事業実施の迅速化（事業者が事業実施できる期間の拡大）、都道府県事務執行の効率化

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

同様な調査を一括することによる、主務課及び出先機関の事務作業の軽減

根拠法令等

農業改良助長法

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、茨城県、兵庫県、岡山県、宮崎県、九州地方知事会

○報告内容に重複する事項が含まれており、一括して整理することで事務負担の軽減を図ることができると考えられる。

○1か月半と短いスパンで一部重複内容でのとりまとめを求められる。また、普及指導員・農業革新支援専門員の人員調査では、実態（資格有無・育休・産休等を含む）を把握しながらの調査をするため煩雑となる。よって、提出期限の遅い「普及事業の組織及び運営に関する調査」に統合する形で整理されると効率的な事務につながるとともに、協同農業普及事業交付金交付申請書に調査結果の数値を連動させることができるなど副次的なメリットも得られる。

各府省庁からの第1次回答

「普及事業の活動体制及び事業費に関する調査」と「普及事業の組織及び運営に関する調査」において、時点違いで調査をしている同じ内容に係る項目を精査した上で、両調査を統合し、一括で行うことを検討する。また、回答に要する作業期間を十分に確保できるよう、調査開始時期の早期化を検討する。さらに、交付申請書・実績報告書との重複部分については、精査した上で、該当する項目の削除を検討する。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

関係府省庁からの第1次回答は、提案の趣旨を真摯に受けとめていただいたものと理解しており、歓迎したい。なお、見直しに当たっては以下の例のような調査項目の必要性についても検討いただきたい。

・普及指導員の男女の数

本県においては、普及指導員の任用および業務の割り当てに当たって男女の別による区別は行っておらず、項目の必要性を検討いただきたい。

・普及指導員の学歴構成

本県においては、普及指導員の業務の割り当てに当たって学歴による区別は行っておらず、また、任用は学歴ではなく普及指導員資格の有無により可否判断を行っている。（普及指導員資格試験のあり方の検証に、学歴構成が必要な場合、都道府県への照会ではなく、同試験の受験状況をもとに把握するべきものと思料）

・産休等取得普及指導員及び代替職員の配置状況

産休・育休以外にも代替職員を配置すべき状況は生じていることも含めて、本項目が、検証にどのように生かされるのか関係性が不明瞭であり必要性に乏しいと思料。また、対象者をカウントするため個々の産休等取得期間を個別に確認しており、事務労力が大きいことから項目の必要性について検討をお願いしたい。

・普及体制に関する調査

活動体制調査第8「有機農業担当の普及職員」、第9「スマート農業普及体制」は、組織運営調査の3「普及指導員の担当部門別設置状況」との統合が検討されるものと思料しているが、現行の対象要件の「担当者でなくても、つなぎ役ができる者」などは、各職員の資質や認識の確認を要することから、対象者の選定に当たっては「主として担当している」など、判断基準を明確なものとしていただくよう検討をお願いしたい。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

普及事業に係る複数の調査及び協同農業普及事業交付金の実績報告について、必要な調査時点や集計定義を維持しつつ、調査票・入力様式を統合することは、都道府県の事務負担軽減に資するため、特に積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

—

各府省庁からの第2次回答

「普及事業の活動体制及び事業費に関する調査」と「普及事業の組織及び運営に関する調査」における男性職員及び女性職員の数については、項目の削除を検討する。

普及指導員の学歴構成と、産休等取得普及指導員及び代替職員の配置状況については、農業改良助長法の第14条に規定されている年次報告書に記載があり、削除は困難であると考えます。また、有機農業担当の普及職員並びにスマート農業普及体制の調査においては、普及職員の配置状況等の体制面を調査する目的で行っているものであり、統合は検討していないが、判断基準が明確となるよう記載の工夫を行うことを検討します。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

管理番号	366	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)
提案分野	12_その他		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	○

提案事項(事項名)

各府省庁が発出する自治体向けガイドライン等に係る一元的な検索ポータルの整備

提案団体

酒田市

制度の所管・関係府省庁

デジタル庁、農林水産省

求める措置の具体的内容

各府省庁が個別に発出・公表している自治体向けガイドライン、Q&A について、プラットフォームを一本化した一元的な検索ポータルを整備を求める。具体的には、PDF ファイルの羅列だけではなく、ウェブサイト上でキーワード検索により、最新のガイドライン、Q&A が確認できる全文検索システムを構築いただきたい。なお、全府省庁横断的なシステム構築が難しい場合は、特に農林水産省のガイドラインや Q&A について、キーワード検索可能なシステムの構築を求める。

具体的な支障事例

新規配属された職員が新規就農(特に初期投資支援)に係る補助金業務を行っていた際に、ガイドライン、Q&A がメール等で送られてきており、最新のものがどれか等の確認作業に時間を要した。
ガイドライン、Q&A の公開先が一元化されていないほか、都度更新や未定稿の常態化により、行政効率を著しく低下させている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

検索・確認にかかる時間を短縮できる。

根拠法令等

—

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

北海道、川崎市、小牧市、兵庫県、広島市、高知市

—

各府省庁からの第 1 次回答

デジタル庁は、国の行政機関、立法機関、司法機関、一部の独立行政法人、総合行政ネットワーク(LGWAN)参加団体等(以下、総称して「利用機関」という。)の間で情報共有する場として、「政府共通インフォメーションボード」及び「政府共通 NW/LGWAN 掲示板システム」を構築し、運用している。

このうち「政府共通 NW/LGWAN 掲示板システム」は、国の行政機関等と LGWAN 参加団体が利用できる電子掲示板システムであり、テーマ別及び目的別の仮想のフォーラムの場を利用機関に提供するもので、利用機関からの申請に基づき専用の掲示板又はフォーラムを開設することができる。

同システムでは、各府省庁の判断において、当該府省庁が発出・公表するガイドライン、Q&A 等についても掲載が可能であり、各府省庁が同システム上に情報を集約することで一元的な情報共有が可能であるとともに、掲載後はキーワードによる検索も可能であることから、自治体を含む LGWAN 参加団体が必要な情報を検索・確認できる環境として、御要望に対応できる仕組みが既に整備されているところである。

農林水産省としても、このような政府共通システムの活用等により、自治体職員の皆様が効率的に業務に取り組めるような情報提供に努めてまいりたい。

各府省庁からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

政府共通 NW/LGWAN 掲示板の活用を基本方針として賛同する。情報を一元化し検索性を高めることで、自治体の業務効率の向上に期待する。ガイドライン及び Q&A 等の運用に関する一元化を望んでいるが、要件定義・運用ガイド(現場が迷わず安定して回すための実務手順書)の整備とセキュリティ確保を前提に、関係機関と連携して実施可能な範囲から段階的に進めていくべきである。

各府省庁からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】
現行制度で対応可能である旨について、十分な周知を行うべきである。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

—

各府省庁からの第 2 次回答

デジタル庁としては、令和8年 10 月末までに、「デジタル社会推進会議実務担当者会合」において電子掲示板の機能・活用について周知を行い、電子掲示板の利用促進を図りたい。

農林水産省としては、デジタル庁からの上記周知を踏まえ、当該掲示板の省内周知を図るとともに、自治体への情報提供に当たっては、その内容や性質に応じて、農林水産省ホームページへの掲載や当該掲示板の活用など、適切な手段により対応してまいりたい。